

令和5年3月

中札内村議会定例会会議録

令和5年3月13日（月曜日）

◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
代表監査委員	木村誠君		

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君
住民課長補佐	山本一美君	福祉課長補佐	澤田有希君
福祉課長補佐	長井千鶴君	福祉課長	田中直紀君
		保育園長	

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	平澤悟君	書記	永井亮平君
--------	------	----	-------

◎議事日程

日 程 第 1	請願第 1 号 (委員会報告)	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願
日 程 第 2	意見書案第 1 号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日 程 第 3	議案第 1 4 号	中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 4	議案第 1 5 号	中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 5	議案第 1 6 号	中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 6	議案第 1 7 号	令和 5 年度中札内村一般会計予算について
日 程 第 7	議案第 1 8 号	令和 5 年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
日 程 第 8	議案第 1 9 号	令和 5 年度中札内村介護保険特別会計予算について
日 程 第 9	議案第 2 0 号	令和 5 年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 1 0	議案第 2 1 号	令和 5 年度中札内村簡易水道事業会計予算について
日程第 1 1	議案第 2 2 号	令和 5 年度中札内村公共下水道事業会計予算について

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年3月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 請願第1号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） 日程第1、請願第1号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

この請願第1号は、産業文教常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

北嶋産業文教常任委員長、登壇願います。

（北嶋信昭産業文教常任委員会委員長登壇）

○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君） おはようございます。

産業常任委員会審査報告書。

令和5年3月7日開会の定例会において、付託された事件について、審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

審査終了した付託事件は、請願第1号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願についてであり、審査は3月10日、全委員の出席を得て審議いたしました。

結果は、本請願の内容・趣旨は十分理解できるものであり、請願第1号は採択と決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

これから請願第1号の委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第1号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第1号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

委員長報告のとおり、採択することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

お諮りします。

北嶋議員から、意見書案第1号が追加提案されました。

この際、これを日程に追加し、順序の変更をして、ただちに議題にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることは決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前11時05分

◎日程第2 意見書案第1号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

○議長(中井康雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2、意見書案第1号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題にいたします。

お諮りします。

この意見書案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

意見書案第1号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第1号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第14号 中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 追加日程第3、議案第14号、中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、子育て世帯の医療費負担軽減を目的に、従来、中学生までを対象に医療機関での自己負担なしとした助成事業を拡大し、高校生年齢相当まで助成対象を引き上げようとするものであります。

また、これまでは助成の対象外としていた訪問看護に係る基本利用料についても、ほかの医療費と同様に助成対象とするよう併せて改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、高島住民課長。

○住民課長(高島啓至君) 黒ナンバー15番、議案関係資料21ページ、条例の新旧対照表をお開きください。

提案の趣旨説明でもありましたとおり、本村の子育て施策の一つとして、医療費の自己負担軽減に係る対象年齢を、現行の中学生までから高校生年齢までとした拡大に併せ、これまで助成対象外としておりました訪問看護を必要とする児童等の自己負担額、こちらを助成対象として加えるものとなっております。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

まず、第2条は、用語の意義を謳う条文となりますが、第2号で規定する児童の対象年齢を、満15歳から満18歳の標記に拡大するほか、改正前同条第6号に規定いたします訪問看護利用の際の基本利用料を改正する全文を削除し、以下、第7号及び第8号を1号ずつ繰り上げるものとなります。

続いて、第6条は、助成の範囲を規定する条文となっておりますが、改正前第1項において、助成対象とする医療費から控除するとされております基本利用料の文言を削り、併せて、同条第2項の規定が不要となりますことから、その全文を削除するものであります。

最後に、対照表欄外附則にありますとおり、改正後の条例は、令和５年４月１日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第１４号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第１４号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第１４号、中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第１５号 中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 追加日程第４、議案第１５号、中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、令和５年度を始期とする１０年間の計画『中札内村住生活基本計画』の改訂に伴い、定住促進支援の拡充を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

それでは、新旧対照表により、説明をさせていただきます。

黒ナンバー１５、議案関係資料をご用意いただきまして、２２ページをお開きください。

本案件につきましては、ただいま提案説明がありましたように、今回の中札内村定住促進条例の改正は、住環境を取り巻く現況の課題、今後の住宅施策推進のための目標や具体的な方策を示す中札内村住生活基本計画の改訂に伴い、定住促進支援の拡充を行おうとするものでございます。

現行における家賃の一部を助成する民間賃貸住宅家賃助成、固定資産税相当額を５年間

助成する定住促進奨励金、中札内らしい居住環境の実現に助成する中札内スタイル住宅建設奨励金のこの3事業におきましては、これまで通り継続しようとするものでございます。

次に、第3条第4号において、移住促進奨励金を定住促進住宅取得奨励金に改め、第7条において、これまで移住者のみの住宅取得者が対象の助成でありましたが、今回の改正で、住宅を新築及び購入した全ての方を対象にしようとするものでございます。

次に、23ページをお開きください。

また、奨励金額につきましては、第7条第2項において、新築住宅の建設に際して50万円、中古住宅の購入に際して20万円とするものでございます。

さらに、第7条第3項において、24ページの別表2に掲げる区分に該当する場合は、奨励金を加算して交付するものでございます。

戻りまして、次に23ページ下段をご覧ください。

10条、第2項の改正において、奨励金の申請期限につきまして、住宅の住所を有した1年以内の期限から、住宅登記の年月日もしくは工事完了日から1年以内の期限に改めるものでございます。

また、中札内村住生活基本計画の中で示しました既存住宅のリフォーム支援助成につきましては、先行している他町村の法制状況を勘案するとともに、目的において村民が快適にいつまでも暮らせる住環境の整備を図ることを支援することであることから、本条例の改訂で盛り込むのではなく、別に訓令を制定して取り進めるものでございます。

最後になりますが、今回の改訂に合わせて、字句を平仮名から漢字等へ改めるとともに、別表を追加したことにより、別表から別表1に改めようとするものでございます。

なお、26ページ上段をご覧いただきたいと思います。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行しようとするものでありますが、改正前の移住促進奨励金の交付を受けている場合は、現行通りの助成としようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） ちょっとお聞きをしたいのですが、支援の内容の拡充ということで、非常にいいことの改正だなというふうに思うのですが、先ほど説明もありました新規事業として住宅リフォーム支援金助成制度かな、これについては、訓令で規定するというところで話もわかるのですが、この改正条例の中で一本化した方が話が見えやすいのではないのかなという気がするものですから、その辺の訓令にした理由など、教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 先の説明でも説明を申し上げましたが、先行している市町村の状況が訓令で定めているという状況がございました。

その背景におきましては、取り進めることにあたって、例えば、交付金額の改正とか、そういう必要事項の改正が必要が出てきた場合、これも本村においては初めての事業でございます。

そういった中での改正に対して、議会の承認を踏まえないで、ある程度緩和的にできるような方法も模索したというような、先行した町村のそういったような判断もございました。

それと、今回のこの住宅リフォーム支援事業につきましては、本村においては、先ほど申しました通り、初めてというようなことでございます。

その中で、今回、地元業者への加算とか、そういったことも含めて、その中で定めています。

そういった中で、ある程度改正をといたしますか、取り決めに当たって、スムーズな支援を行っていききたいと、そういった背景がございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第15号、中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第16号 中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 追加日程第5、議案第16号、中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、国民健康保険法施行令が改正されたことから、これに準拠する本村条例の一部を改正し、国民健康保険出産育児一時金の額を法改正同様に引き上げようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 同じく議案関係資料、27ページをお開きください。

本改正は、令和4年12月に開催されました国の社会保障審議会において議論、整理がなされ、全国的な出産費用の平均推計額をもとに、出産育児一時金の額を一律50万円に引き上げることが示されました。

これに伴い、政令で定める出産育児一時金の支給額が、現行の40万8,000円から48万8,000円に改正されたことから、これに準じて、本村国民健康保険条例、第6条第1項、条文中の出産育児一時金の額を改めるものとなります。

なお、改正前、改正後ともに、実際に支給される額とは1万2,000円の開きがありますが、令和3年12月定例会においてご提案申し上げました国保条例の改正に合わせ、条文中、ただし書きによる規則で定める加算額を1万2,000円として改正済みでありますので、補足を申し上げます。

最後になりますが、欄外、附則にありますとおり、改正後の条例は、令和5年4月1日から施行し、出産日に応じて改正前後の規定を準用するものいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第16号、中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第17号 令和5年度中札内村一般会計予算について

◎日程第 7 議案第18号 令和5年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第 8 議案第19号 令和5年度中札内村介護保険特別会計予算について

◎日程第 9 議案第20号 令和5年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第10 議案第21号 令和5年度中札内村簡易水道事業会計予算について

◎日程第11 議案第22号 令和5年度中札内村公共下水道事業会計予算について

○議長（中井康雄君） この際、追加日程第6、議案第17号から、追加日程第11、議案第22号までの令和5年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計歳入歳出予算についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、令和5年度各会計予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

予算編成の基本的な考え方は、福祉を含めた社会活動及び経済活動の持続性を高め、第7期まちづくり計画のテーマである『みんなでつくる！自然と笑顔になるまち なかさつな い』を実現するため、令和5年度を「少子化ストップ元年」と位置付けて、子育て支援・少

子化対策を施策の柱に据えました。

そして、温かみある村民融和の『優しく穏やかな美しい村』を執り進めていくために、健康で文化的な村民の暮らしを支える各種重点施策の推進を図り、総計予算主義の原則に基づいて、優先度や緊急度の高さを勘案し予算計上しております。

一般会計は、令和4年度当初予算との単純比較で対前年比1.6%の増で55億8,880万円の規模とし、国民健康保険特別会計など3つの特別会計と2つの公営企業会計を合わせた合計は、対前年比2%の増の72億529万2,000円となっております。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに一般会計について、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 令和5年度一般会計予算の補足説明を申し上げます。

最初に、令和5年度予算は、これまで重点施策と執行してまいりました村独自の子育て支援施策について、第2次ベビーブームを境に出生率が右肩下がりの減少に転じてから半世紀となる本年度を、少子化ストップ元年と位置付け、子育て支援施策として実施してまいりました既存事業の継続・拡充に加え、新規事業10事業を盛り込み、子育て支援のさらなる充実を図るための予算としております。

それでは、黒ナンバー19番の中札内村各会計予算に関する資料をご用意いたします。

53ページをお開きください。

こちらは、令和5年度予算における子育て施策事業を記載しております。

上から、1番から10番までが新規事業、10事業合わせまして、合計が1,467万2,000円、また、11番から15番が継続事業を拡充した事業となっており、5事業合わせた合計が7,640万1,000円となっております。

最下段、子育て施策15事業を合わせました合計予算額が9,107万3,000円となります。

それでは、一般会計予算について、詳細の補足説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

はじめに、歳入ですが、目的別比較表で説明いたします。

1款村税についてですが、個人村民税及び固定資産税の増加などにより、村税全体で2,219万円余り、対前年比3.4%の増となっております。

また、2款地方譲与税から9款地方特例交付金までは、大きな金額の変更はなく、前年度の実績などを勘案して増減しております。

10款地方交付税につきましては、1億3,628万円、対前年比7.5%の増ですが、こちらは社会保障関係費の増加が見込まれる中、住民ニーズを的確に応えつつ、地域でのデジタル化の推進など、行政サービスを安定的に提供できるよう国が地方交付税等の一般財源総額について、前年度を上回る額を確保することなどによるものです。

13款使用料及び手数料について、前年比541万8,000円の減の主な要因は、牧場使用料の減などによるものです。

14款国庫支出金について、前年比5,315万1,000円の減の主な要因は、新型コロナウイルスに対応する地方創生臨時交付金の減額などによるものです。

15款道支出金について、前年比1,312万9,000円の増の主な要因は、札内川園地給水施設改修工事に係る自然環境整備補助金などの増によるものです。

16款財産収入について、前年比915万3,000円の増は、動産売却収入として、立木売却における収入増を見込んでいるものです。

18款繰入金について、前年比7,943万2,000円の増の主な要因は、農畜産物土づくり特別対策事業支援金に係る食と農業・農村基金繰入金の増などによるものです。

次に、20款諸収入について、前年比641万2,000円の減は、堆肥化处理施設における副資材等の高騰に伴う特例措置として、堆肥化处理施設維持負担金について、減額を行うこととしたことなどによるものです。

21款村債です。前年比1億1,817万6,000円の減額は、臨時財政対策債の減及び旧役場庁舎解体に伴う公共施設解体撤去等事業債の減などによるものです。

次に、2ページの歳出であります。性質別比較表により説明いたします。

1の人件費について、前年比1,704万7,000円の増は、(2)給料・手当のうち、④として会計年度任用職員、フルタイム分でございますが、部活動地域移行コーディネーター及びコロナワクチン接種のための看護師報酬の増などによるものです。

次に、2の物件費について、前年比1億161万6,000円の増の主な要因は、(1)委託料で、資材費及び燃料費の増加による牧場管理委託及び文化創造センター音響・照明及び図書館業務委託の増などによるものです。

次に、3の補助費等について、前年比1億2,203万1,000円増の主な要因は、(2)補助金・交付金で、肥料高騰対策として行う農畜産物土づくり特別支援事業及びえだ豆ハーベスター導入に対する農産物高能率収穫機導入補助金の増などによるものです。

次に、4の扶助費について、前年比2,308万4,000円の増は、認可外保育施設保育料助成金及び乳幼児医療費無料化の対象年齢を15歳としていたものを、18歳まで拡充することにしたことなどによるものです。

6の普通建設事業については、前年比8,097万7,000円の減額の主な要因ですが、鉄道記念公園施設改修及び公共施設解体撤去等工事の減となった一方、小中学校LED化工事及び中中教室増設改修工事などの増によるものです。

12の公債費について、前年比1億2,408万円の減額は、前年度の役場庁舎建設事業債のうち、交付税措置のない15%分につきまして、繰上償還分が減額したことによるものであります。

一般会計の歳出合計は、55億8,880万円で、前年度8,550万円の増、1.6%の増となっており、前年とほぼ同規模の予算となっております。

次に、3ページから5ページは、補助金・交付金の一覧表を前年比較で記載しております。先ほど説明いたしました補助金等の明細もこちらに記載をされております。

6ページ、7ページは、令和5年度の普通建設事業の一覧で、事業概要を右側に記載しております。

8ページ、9ページにつきましては、事業箇所を示した位置図をお付けしております。

次に、10ページであります。この表は、各基金の4年度末及び5年度末現在高見込額であります。

次に、11ページから14ページにかけては、村税の予算の明細書であります。

それぞれ参考にさせていただきたいと思っております。

次に、15ページから52ページまで、新年度予算における一般会計の特に特徴的な事務事業の説明書となっております。

最後の53ページは、冒頭に説明いたしました子育て施策の一覧となっております。

これらのうち、特に詳細説明の必要にあるものにつきましては、審査時、それぞれ各担当課長等からご説明をさせていただきます。

以上で、一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 次に、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは、国民健康保険特別会計につきまして、説明いたします。

同じく予算に関する資料の54ページをお開きください。

まず、ページ上段の歳入ですが、1款国民健康保険税は、歳出側、国保事業納付金の支出額から算定した結果、対前年比0.4%、51万円余り減の1億4,313万6,000円を計上しており、歳入予算の構成割合は29.5%となっております。

その下、2款道支出金は、歳出側、保険給付費と同額交付される普通交付金並びに医療費の適正化対策など保険者の努力支援に対して補填される特別交付金の収入見込みにより、対前年比2.6%、770万円余り増の3億752万3,000円を計上し、構成割合は63.2%となっております。

次に、4款繰入金は、歳出側、総務費による国保事業運営に係る事務費、国保税の軽減に対する公費負担分の繰入額を見込み、対前年比1.3%、46万円余り増額の3,573万2,000円を計上しております。

続きまして、ページ中段以下の歳出に移りますが、1款総務費は、前年度より118万円余り減額となる613万1,000円を計上しておりますが、令和4年度に全道レベルで運用するシステム機器の更新に併せ実施した本村庁内ネットワークの設定変更委託が完了したほか、システム運用にあたっての負担金支出が減少したことによるものとなっています。

その下、2款保険給付費は、医療給付等の支出見込額として計上しておりますが、令和4年度における推移状況等を踏まえ、ほぼ前年同様の2億7,815万1,000円としており、歳出予算の構成割合は57.2%となっております。

3款国民健康保険事業納付金は、北海道全体の医療費等の推計から、本村が支払いすべき額を按分し、示された確定納付金となっておりますが、対前年比2.2%、396万円余り増額の1億8,302万6,000円を計上し、構成割合は37.6%となっております。

続いて、5款保健事業費は、対前年比26.7%の増、372万円余り増額の1,766万4,000円としておりますが、令和3年度より着手しております重複他剤服薬情報通知、特定健診受診勧奨通知等、令和4年度から追加いたしましたジェネリック医薬品の普及対策を併せて継続するほか、被保険者のレセプトデータなどから、医療費分析を行い、各種計画につなげる事業を追加することで、国保事業における医療費適正化と国保財政の健全化を進めてまいります。

最後に、令和5年度国保会計予算の総額は、歳入歳出とも最下段記載による前年比1.5%増、740万円増額の4億8,640万円としております。

なお、この予算案は、過日開催されました国民健康保険運営協議会に議案として提出し、承認を得ておりますことを申し添えます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計を説明いたしますので、同資料の61ページをお開きください。

ページ上段、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、広域連合において算出され、提示を受けた額となりますが、対前年比3.5%減、207万円余り減額の5,702万4,000円を計上いたしております。

2款繰入金は、一般会計からの事務費等繰入並びに保険基盤安定繰入などが主なものとなりますが、対前年比7.6%、157万円余り増額の2,227万円を見込んでおります。

続いて、ページ中段からの歳出ですが、1款総務費は、令和4年度予算とほぼ同程度の2

88万3,000円を、その下、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましても、前年度と同程度の納付金が示されましたので、7,580万7,000円を計上しております。

最後に、歳入歳出予算の総額は、対前年比0.6%減、50万円減額の7,930万円としております。

以上で、令和5年度国保会計、後期会計予算に係る概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、介護保険特別会計について、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計につきまして、同じく黒ナンバー19番、予算に関する資料55ページ、会計予算目的別比較表により概要のみ説明させていただきます。

なお、56ページから58ページの歳入歳出内訳明細書並びに59ページの保険給付費の推移及び内訳につきましても、併せてご参照いただければと思います。

予算総額は、歳入歳出とも表下段に記載しておりますが、歳出側、1款総務費並びに4款地域支援事業費の増額に伴い、前年度対比3.4%、1,140万円増額の3億4,200万円となっております。

まず、ページ上段の歳入ですが、1款介護保険料は、第1号被保険者を前年より14名ほど増の1,169人と、収納率99.7%を見込み、前年度よりも68万8,000円余り、1.0%増の7,022万9,000円を計上しております。

2款国庫支出金につきましては、歳出側、保険給付費並びに地域支援事業費の増額により、416万1,000円ほどの収入増を見込んでおり、前年比5.4%増の8,067万4,000円を計上しております。

その下、3款道支出金並びに4款支払基金交付金につきましても、国庫支出金と同理由による収入増を見込んでおり、同支出金が前年比3.5%増の5,116万3,000円、支払基金交付金は、前年比2%増の8,279万7,000円を見込んでおります。

その下、6款繰入金につきましては、当初の段階では、介護保険事業基金の繰入を予定しない予算編成を組み、前年比5.9%増の5,712万4,000円を計上しております。

なお、繰入金の内訳は、57ページ中段に詳細を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、55ページ下段の歳出に移りますが、1款総務費は、第9期介護保険事業計画策定に伴う費用等を見込み、前年度よりも66万2,000円余り、9.7%増の746万6,000円を計上しております。

その下、2款保険給付費は、令和4年度における保険給付実績のほか、居宅介護サービス費等の増加が見込まれるため、前年比734万1,000円、2.5%増の2億9,793万4,000円を計上しております。

次に、4款地域支援事業費では、地域包括支援センター職員の人件費の増加及び総合事業における通所型、訪問型のサービス利用の給付費増加を見込み、606万2,000円、20.4%増の3,577万1,000円を計上しております。

次に、5款基金積立金につきましては、第8期介護保険事業計画の3年目となりますが、前年比266万5,000円減の27万円を基金積立として計上しています。

最後に、この令和5年度予算案は、2月27日開催の介護保険運営協議会において承認を得ておりますことを申し添えます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計について、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、簡易水道事業会計について説明いたします。

黒ナンバー 17 番、簡易水道事業会計予算書の 1 ページをお開きください。

それでは、1 ページをお開きいただきたいと思います。

企業会計の予算作成につきましては、地方公営企業施行令第 17 条に掲げる事項について、施行規則第 45 条に定める様式により作成しております。

それでは、1 ページ、第 1 条につきましては総則、第 2 条では、本年度業務予定量を定めており、(1) から (3) までは、給水及び営農用水別に予定件数及び数量を記載しております。

(4) では、今年度予定しております建設改良事業といたしまして、西 2 線配水管更新工事、計器類更新工事、中島浄水場無線テレメーター更新工事の予算について記載しております。

次に、第 3 条では、収益的収入及び支出について定めており、収入の部では、第 1 項営業収益 1 億 5,139 万 8,000 円は、簡水使用料及び営農用水使用料のほか、更別からの共同施設負担金によるものでございます。

次に、第 2 項営業外収益 2,363 万 5,000 円は、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入額と、企業会計上の予算措置で、償却資産の取得に伴う国庫補助金など、減価償却に見合う分を毎年度収益化していく長期前受金戻入となります。

なお、この長期前受金戻入につきましては、現金を伴わない収益であります。

次に、支出の部でございます。

第 1 項営業費用 1 億 6,075 万 4,000 円は、事業活動に伴って生じる費用として、南札内浄水場及び中島浄水場の維持管理費、人件費、減価償却費などであります。

なお、この減価償却費も現金を伴わない費用であります。

次に、第 2 項営業外費用 571 万 5,000 円は、企業債一時借入金の利息及び消費税などでございます。

次に、第 4 条では、資本的収入及び支出について定めており、水道事業を継続して維持するための建設改良費及び起債の償還金を計上するもので、第 4 条の記載のとおり、収入から支出を差し引くと、不足額が 2,089 万 1,000 円となりますが、当年度分損益勘定保留資金で補填することとしております。

この損益勘定保留資金とは、減価償却費などの現金支出を必要としない費用の計上により保留された資金となります。

収入の部では、第 1 項企業債 9,050 万円は、建設改良に係る起債の借り入れで、第 2 項他会計負担金 846 万 6,000 円は、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入となります。

第 3 項負担金 883 万 2,000 円は、計器類更新工事等に伴う更別の負担金となります。

次に、支出の部では、第 1 項建設改良費 1 億 1,127 万 8,000 円は、第 2 条 (4) に記載の主要な建設改良事業 3 事業等の工事請負費となっており、第 2 項企業債償還金 1,741 万 1,000 円は、起債の償還金となります。

次に、2 ページをお開きください。

第 5 条では、起債の限度額を定め、第 6 条では、単年度で一時借入できる限度額を 2 億円と定めているものでございます。

第 7 条では、流用できる範囲を定め、第 8 条では、流用できない費用として、報酬及び給与費を定めるものであります。

次に、3 ページをお開きください。

本予算書の 3 ページから 6 ページに、第 3 条及び第 4 条の予算について計上しており、その詳細について、黒ナンバー 20 番、予算に関する資料に内訳書を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

次に、7ページをお開きください。

当初予算のキャッシュフロー計算書となります。

キャッシュフローでは、令和5年度の資金収支の状況を、3つの活動区分で表し、現金の動きを把握するものであります。

区分は、1、業務活動、2、投資活動、3、財務活動として計算となり、下から3段目の増加資金額1,086万7,000円余りが、各区分の差し引きとなり、資金期首残高に加えて、資金期末残高となります。

次に、8ページから18ページにつきましては、一般職及び会計年度任用職員に関する給与費を一般会計と同様に、基準で計上しております。

次に、19ページには、簡易水道事業における地方債の現在高を記載しているとともに、20ページから23ページにつきましては、当初予算予定貸借対照表及び前年度における当初予定貸借対照表となります。

さらに、24ページにつきましては、当初予定損益計算書となります。

続きまして、公共下水道事業会計の概要について説明を申し上げます。

黒ナンバー18番、公共下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

第1条には、総則、第2条では、本年度業務の予定量を定めており、(1)から(3)までは、処理件数及び処理量を記載しております。

(4)では、今年度予定しております主な建設改良事業といたしまして、終末処理場処理施設工事について記載しております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出について定めており、収入の部では、第1項営業収益6,638万4,000円は、主に下水道使用料によるものでございます。

第2項営業外収益1億633万2,000円は、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入金、企業会計上の予算措置で、償却資産の取得に伴う国庫補助金など、減価償却見合い分を毎年度収益していく長期前受金戻入であります。

次に、支出の部では、第1項営業費用1億5,580万9,000円は、事業活動に伴って生じる費用として、浄化センターの維持管理費、人件費、減価償却費などであります。

第2項営業外費用929万円は、企業債一時借入金の利息及び消費税であります。

次に、第4条では、資本的収入及び支出について定めており、下水道事業を継続して維持するための建設改良費及び起債の償還金を計上するもので、第4条の記載のとおり、収入から支出を差し引くと、不足額が4,289万円発生していますが、当年度分、損益勘定保留資金で補填することとしております。

収入の部では、第1項企業債6,000万円は、建設改良に係る起債の借入で、第2項国庫補助金7,880万円は、終末処理場処理施設工事及び委託に係る国庫補助金となります。

第3項出資金6,376万3,000円は、総務省の繰出基準に基づかない基準外繰入金であります。

第4項負担金128万2,000円は、下水道受益者分担金となります。

支出の部では、第1項建設改良費1億5,504万9,000円は、第2条(4)に記載の建設改良事業のほか、公共污水枘設置工事及び浄化センター調査設計委託などであります。

第2項企業債償還金9,168万6,000円は、起債の償還金となります。

次に2ページをお開きください。

第5条では、起債の限度額を定め、第6条では、単年度で一時借入できる限度額を2億円

と定めるものでございます。

第7条では、流用できる範囲を定め、第8条では、流用できない費用といたしまして、給与費を定めるものでございます。

次に、3ページから6ページに、第3条及び第4条の予算について記載しており、その詳細につきましては、黒ナンバー21番、予算に関する資料に内訳書を記載しておりますので、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

次に、7ページをお開きください。

当初予算のキャッシュフロー計算書となります。

キャッシュフローでは、令和5年度の資金収支の状況を3つの活動区分で表し、現金の動きを把握するものでございます。

区分は、1、業務活動、2、投資活動、3、財務活動としての計算となり、下から3番目の資金増加額386万7,000円余りが各区分の差し引きとなり、資金期首残高に加えて、資金期末残高となります。

次に、8ページから14ページは、一般職に関する給与を、一般会計の職員同様に基準で計上しております。

次に、15ページには、債務負担行為に関する調書、16ページには、下水道事業における地方債の現在高を記載しているとともに、17ページから20ページにつきましては、当初予算予定貸借対照表及び前年度における当初予定貸借対照表となります。

21ページについては、当初予定損益計算書となります。

以上で、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

休憩をしたいと思います。

午前11時20分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時19分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

お諮りします。

議案第17号から、議案第22号に係る令和5年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計歳入歳出予算の6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思いますが、このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第22号に係る令和5年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計歳入歳出予算の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

お諮りします。

審査の方法は、予算審査順序に従い、最初に一般会計の歳出予算を審査し、次に、歳入予算全般、債務負担行為、地方債を行い、引き続いて、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計の順に進め、最後

に全般的に審査を行いたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

それでは、一般会計の歳出から審査を進めます。

一般会計の審査順序については、1款、2款をまとめて。

次に、3款、4款、5款をまとめて。

次に、6款、7款、8款をまとめて。

その後、9款、10款はそれぞれに。

11款、12款、13款、14款を一括して行いたいと思います。

各款の大まかな概略についての説明を受けた後、各議員の質疑を受けます。

なお、質疑に当たっては、該当するページを述べていただくとともに、審査をスムーズにするため、1回の質疑は3問程度とするようご協力願います。

それでは、1款議会費、2款総務費の41ページから73ページとなります。

概略説明をお願いします。

中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 1款議会費と2款総務費の予算概要についてご説明申し上げます。

まず、予算書により説明をし、その後、特徴的な事業につきましては、予算に関する資料により説明をさせていただきます。

はじめに、黒ナンバー16番、予算書をご用意願います。

47ページをお開きください。

説明欄下段、JAL派遣職員負担金560万円については、令和3年3月17日に、日本航空株式会社と包括連携協定の締結を受けて、昨年に引き続き、3年目となる観光振興、関係人口の拡大、地場産品の振興などを図るため、JALグループのスタッフを継続で本村に派遣していただくものとして計上をしております。

なお、本職員に係る派遣費用につきましては、国からの特別交付税により財源措置されるものであります。

次に、50ページをお開きください。

説明欄中段、樹木剪定等委託175万1,000円については、旧役場庁舎跡庭木の剪定移植を行うもの、また、ときわ野分譲地国道側樹木の補植及び移植をするものです。

次に、その下段、村有地等舗装工事99万円は、中札内ときわ野バス停取付部分の舗装工事及びアプローチの設置、舗装工事を行うものです。

次に、その下段、村民憲章碑移設工事132万円は、旧役場庁舎前に設置の村民憲章碑の上部銘板部分について、新庁舎へ移設設置するものです。

次に、51ページをお開きください。

説明欄中下段、街路灯及び防犯灯塗装工事484万3,000円は、105基の塗装工事を行うものです。

次に、最下段から52ページ最上段にかけて、償還金利子及び割引料、防災資機材譲渡事業償還金951万3,000円については、街路灯・防犯灯のLED化に伴い、備荒資金組合から借入額について償還を行うものであります。

次に、黒ナンバー19番、各会計予算に関する資料の事務事業説明書により、ご説明申し上げます。

16ページをお開きください。

説明書上段、申請書作成支援システム導入委託については、マイナンバーカードに格納されています住所や氏名等の個人情報を窓口等で申請書に記入することなく印字出力するシステムを導入し、窓口での利便性向上と手続時間の短縮を図ろうとするものであります。

次に、説明書下段、コミュニティバス運行管理委託につきましては、十勝エアポーツバスへの利用を可能とするため、運行ルートの一部を変更するとともに、村立診療所の通院に配慮した運行曜日の一部変更を行うものです。

また、くるくる号の日曜日における利用者の運行需要を把握するため、昨年度の引き続き、毎月第1日曜日に市街地方面の臨時運行を行うものであります。

次に、17ページをご覧ください。

説明書上段、防災行政無線設備直流電源装置更新については、防災行政無線設備を24時間365日稼働させるための電源装置を、経年劣化により更新するため、備荒資金組合を活用し、その償還費を計上するものであります。

次に、その下段、景観計画策定調査委託については、景観計画策定に向けた景観特性や基本理念、基本方針を定めるための景観計画案の検討を行うものであります。

次に、18ページをお開きください。

説明書上段、六花の森イベント事業補助金については、昨年度に引き続き、本村の重要な観光資源である六花の森を活用し、イベントロッカノールを開催し、アートの村中札内村のPRと交流人口の増加、さらには、村民の皆さまからも親しまれ、多くの皆さんに参加いただけるイベントとして、今年度は開催時期やイベント内容等の一部見直しを行い、開催をしようとするものです。

次に、その下段、ふるさと納税の推進については、当初予算段階では、令和4年度同様の8億円の寄附を見込むとともに、ふるさと納税に係る事務報酬、返礼品に係る報償費、手数料、委託料などの予算として、5億1,840万円余りとしております。

また、必要経費を除いた寄附額を記載の通り基金への積み立てを行うものであります。

令和5年度においては、経費率を抑制するため、現在利用しているサイトの見直しをするとともに、村独自のサイトを立ち上げ、さらに返礼品、特産品メニューの拡充、見直し等を行い、地場製品の消費拡大と村の魅力PRを行い、継続して寄附いただけるようリピーター対策にも取組むとともに、きめ細かな対応を行ってまいります。

以上で、概要の説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、1款議会費、2款総務費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 何点かお伺いいたします。

予算書の47ページの総務管理費。

先ほど説明ありましたけれども、JALの派遣職員の件でございます。

これ、当初2年間というようなお話を聞いていたのですけれども、今回、また再度お願いをするといいいましょか、これはうちの村の方からお願いをするという形になったのか。

それとも、今、JALさんあたりもかなり回復してきて、そろそろ戻してくれというようなことも言っておられるのかどうかわかりませんが、その辺、中札内村からお願いをしたということで理解をしいのか。

その辺を確認いたします。

あと、59ページの、先ほどこれも説明はあったのですけれども、防災資機材譲渡事業償

還金ですか、これ、無線機の蓄電池の交換をしたいということで出てございますけれども、これにつきましても、今、うちの村、自家発電機も備えている状況だと思いますけれども、この自家発電機があってもやはりこのバッテリー蓄電池というものは付けておかなければならないものなのかどうか。

自家発電機あたりも多分停電になってもそんなに時間かからないですぐつながるのではないのかなというふうに思うのですが、その蓄電池はやはり備えておかなければならないのかどうか。

あと、まちの中に幾つかのアンテナというか、そういうものもあると思うのですが、それにも蓄電池が付いているのかどうか分かりませんが、そういった蓄電池も交換するということで見ているのか。

それとも、ここの役場庁舎のところの蓄電池だけなのか。

その辺について伺いをいたします。

とりあえず2点伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 中道課長。

○総務課長（中道真也君） 宮部議員の2点の質問にお答えいたします。

1点目のJALの職員の派遣の関係でございますけれども、こちらにつきましては、これまでも2年間、観光の部門、大変一生懸命やっただいておりまして、今、国立公園化の関係も精力的に中心となって進めていただいております、うちの方としまして、今後の国立公園化に向けた村民の皆さんの機運を高めていくという意味でも、引き続き働いていただくというのが望ましいのかなというふうなことで、村の方からJALさんの方には意向をお知らせしております。

また、ちょっと具体的に、正式なJALさんの回答の方はまだですが、うちの方からの意向ということでご理解いただきたいと思います。

それから、2点目の蓄電池の交換の関係です。

こちらにつきましては、直流電源ということで、今現在、放送室に蓄電池が入っているのですが、こちらにつきましては、先ほど自家発電のお話もありました。

こちらは、停電がもしあった際に、自家発電は起動はするのですが、その起動までに、例えば10分とか15分停止した状態になります。

それから、防災無線だけでなく、普段は防災無線、それからミサイルが飛んできた場合のJアラート、こういった設備を動かすために、常に電流流しているという状況ですので、一旦止まってしまうと、装置等にも負荷もかかるというのもございますし、やはり安全性というのですかね、二重の備えということで、停電になったときにはまず蓄電池が動く。

蓄電池が動き出すと電力がそこで供給されますので、途切れることなく常に動いているという状況をつくるということで、こちらにつきましては、総務省の方でも、そういった非常用の設備、停電、耐震対策指針というのが出されていまして、そういった安全性にも十分配慮した信頼性のある装置の設置というのが、阪神大震災とかで防災の設備あったのだけでも、電力供給ができなくて稼働できなかったとかという事例がありましたので、そういった課題を踏まえて、今、総務省としてもこのような対応をするようにということで推奨されております。

それから、屋外のスピーカーの関係でございますけれども、こちらにつきましては、それに蓄電池が設置されておりますので、今回の更新につきましては、放送室にある直流の電源装置のみの更新ということでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

6 番船田議員。

○6 番（船田幸一君） 予算書 5 1 ページの街路灯・防犯灯に関する点がまず 1 点ですね。

それから 2 点目に、予算書 6 1 ページの六花の森イベント事業補助金について。

もう一つは、3 点目に、予算書の 6 2、6 3 ページにありますふるさと納税の推進に関わることでございます。

まず第 1 点、予算書 5 1 ページの中で、これらに 4 8 4 万 3, 0 0 0 円ということで計上されていますけれども、特にちょっと気になるのは、札内川運動公園野球場に、今、背の高い街灯が立っています。

これが色もかなり錆が出ていまして、それでこれが、例えば、何というのですかね、倒壊の恐れはないと思うのですが、やはり外部の方々、子どもたち、いろんな方々含めまして見たときに、やっぱりちょっと良いイメージを持たないのですね。

今回これも含まれているのかということを確認させていただきたいということであります。

それから、2 点目の六花の森のイベント事業補助金の 8 0 0 万円の関係で、昨年の反省点等、全員協議会の中でいろいろお話がされまして、私どもも意見交換をしましたけれども、その後、いろいろと僕なりに考えてみたときに、村民に向けて、映像配信ができないかどうか検討をされてはいかがかなという部分がございます。

いろんな制約があるかと思いますが、村民に向けて、当日参加されていない方々に向けて、村民のアピール方法として映像配信ということをご検討いただけないかということと、もう一つは、このイベントに関して、やっぱり村長、首長の村民向けの PR 含めて、あるいは、村外の方もかなり来ていらっしゃるということでありますから、そこで村長のアピール、村民へのアピール、外部へのアピール、会場にてそういう発声ができないものかということについて検討していただきたいなと思います。

それで今回の質問にさせていただきました。

それともう一つは、ふるさと納税について、この推進で 5 億 1, 8 4 0 万円ということで、単純に計算しますと、経費率 6 4. 7 5 %、利益率という言葉が正しいかどうか分かりませんが、僕の頭の中の利益率で見ますと、3 5. 2 5 % というようなことになると思うのですが、この考え方で私は外部にお話をしているものかどうか。

統一して、やはり経費率、利益率の部分で、返礼品含めたものを含めた中での話だと思いますけれども、この認識でいいのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 私の方からは、札内川運動公園の照明が今回の街路灯・防犯灯の塗装工事に含まれているかどうかというご質問だったかと思います。

こちらについては、お答えとしては含まれていないということで、確かに船田議員おっしゃるご指摘、ちょっと心配だというお話ございましたので、そちらについては、ちょっと別の機会に、それは現地も確認させていただいて状況把握に努めたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方からは、まずロッカノールの映像配信についてのご提案がございました。

先日の全員協議会の中でも、村民参加の工夫についてはご意見いただきまして、村民参加のためのいろんな取組みは考えていかなければいけないと思っております、映像配信については、実行委員会の中でもそういった話はまだ出てきておりませんでしたので、私個人的にはおもしろい案だなというふうに思いましたので、実行委員会という組織ありますの

で、その中で、こういったご意見出ておりますということで、できないかどうか検討してまいりたいと思います。

それから、村長によるPRですけれども、こちらこれまでも村長の方からいろいろな形で村外の方に向けたPR含めてやってきておりますので、引き続き、村民、村外の方含めて、いろんな形でいろんな場所で情報提供そしてPRをしていければというふうに考えております。

続きまして、ふるさと納税の経費の関係であります。

先ほどおっしゃった64.75%ということは、予算の割り返しということでもありますかね。

予算については、どうしても足りなくなったら困りますので、多く見ております。

なので、国に報告する数値とはまた一致はしないのですが、今後、予算は確保はこのような形にさせていただきますけれども、執行していく過程において、経費を抑制するような取組みを引き続き取組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 今、ロッカノールのことについて出ていましたので、引き続き質問したいと思います。

61ページの六花の森イベント800万円ということですが、これは花咲くコンサートに代わる事業だったということで、令和2年度にロッカノールというタイトルでこの事業することになったのですが、コロナでいろいろ中止にもなりましたが、去年開催いたしました。

当初、どういう事業にするかというところでしたが、これ全員協議会で一度ある程度聞いておりますけれども、今日、議会でございますので、もう一度そこら辺をざっと質問させていただきたいと思います。

この事業は、当初、村民のために投資したいということで、村民中心の事業というのを大きく言っておりました。

言っておりましたけれども、結局は新聞広告による宣伝がすごくて、勝毎、道新、合計6回とChaiへの掲載ですね。

これで約7万円を使ってやっております。

あと、ポスター、ちらし。

帯広の方々が言っておりました。

私いろいろ知り合いいて。

Chaiにこれだけ出れば、本当に幻想的な世界だね、行ってみたくなるよ。本当に行ってみたいっていう、何人も言っていて。

そういうこれだけの宣伝によって、結局は4,000人が来てしまった。

来る前から予想はしていました。

これだけ広告すれば。

きっと来るだろうなって。

そういった予想はできていなかったのかなって。

本当になぜここまで宣伝しなければならなかったのか。

規模を小さくして、すると言いながら、どうしてここまで。

村民のための事業だったはずが。

それで私も期待して行きましたけれども、本当にキャパシティを超えていて、反省点だら

けだったと思いますので、その辺を含めて、宣伝をここまでしてしまった理由と、来年度もどれだけの宣伝をする予定なのかをお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず、今年度は、令和元年度に企画を始めてから、コロナ禍でどうしても開催に結びつかなかったということで、今年度は実質第1回目の開催となりました。

まずはこのイベントを知っていただくということが必要だと思ひまして、まず初めてのイベントということもございましたので、知っていただくということもあって広告宣伝の方には力を入れたところでございます。

広告宣伝については、今年度で一定の周知効果図られたと考えておりますので、来年度につきましては、その広告宣伝の部分は少し削りまして、その点、課題があったバスの運行ですとか会場の運営、こちらの方に経費を振り向けるような形で考えてございます。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） そういうお話がありましたけれども、村民のためにする事業というのはこれから考えるのでしょうか。

村民が、4,000人のうちに13.7%ほどっていうほどしかいなかったということなのですけれども、そこら辺も少し、わかる範囲で村民重視のためのイベントということで、どういったことを考えているのかも聞かせください。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） ちょっと説明の中で足りなかった部分があったことについてはお詫び申し上げますけれども、村民参加というところの捉えが、議員もどういふふうに受け止められているのかというのがちょっと判断しかねました。

つまり、村民の参加のみがそのイベントの参加対象というようなご認識であるということとでよかったのかなって。

村としては、できるだけそのイベントに村民が関わりを持つ。

これまでもロッカノヨルの関係というのはいふふうにご説明してまいりました。

ですから、高等養護学校の子どもさんたちの参画だとか、村民の皆さんが参画して、ランタンのもとになるものをつくったり、そういったことに村民の参加をいただければ、それだけ村民の皆さんにも、子どもたちが関わっただとか、知友人がそこで関わっているよだとか、そういった意味での参画をアピールするという意味で、参加対象をすべて村内の人にだけ絞り込むという考え方はもともと持ってございません。

六花の森の施設を有効に活用して村をアピールする機会という部分については、何ら、ちょっと花咲くコンサートは音楽でというところはありますけど、そこはちょっと違いますけど、内容的には見直しましたが、基本的には村外への、村のアピールと。

それに村民にいかに関わってもらおうかというのを実行委員会の中でいろいろ話し合っ、今回、ロッカノヨルのイベントの詳細が、4年度ですね、決まっていっただ。

その部分については、中止になった2年度と3年度についても、夏の夜にランタンを上げる、こういった形で見えるようだとかということについても、議員の皆さんにも参加していただい、ご覧いただいたという経緯もございますから、もし私たちの見識が違っているとすれば、そこはご指摘いただきたいというふうに思ひます。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） そうですね、手作りランタンとか事前にいろいろつくって、子どもたちに。

そういった面では村民にも関わったというのは十分言えると思いますけど、私のイメージとしては、やっぱりロッカノヨルが開催する前に、ランタンを一度上げましたよね。

それが本当に素晴らしくて、それ上げたときに、私は中札内村の子どもたちが、一つひとつこれを持って夜空に上げるとどれだけ子どもは喜ぶかなって。

そこを考えたらとても楽しくなったのですね。

子どもたちに持たせてあげたいって思った。

それと、その中で飲食をしたりして、音楽を楽しんだりって、私の中ではそういった、村民中心というのはそういった意味だったのですね。

ランタンを子どもに持たせて、その中で和気あいあいといろんな家族が楽しめる。

そういったイメージだったのですが、結局は村外の人たちがすごくて、ランタンも雨だったということではなかなか、風船ですね、上がらなかったっていういろんなアクシデントはありましたけれども、副村長が言う村民も十分関わっているといえそうですけど、当日の楽しみを本当に、今も言ったように、風船持たせてあげたかったというのを言いたかったのです。

そういう内容を充実させたかった、当日のという意味でした。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） わかりました。

その辺の見識、理解の仕方が、村側も確実に押さえていなかったという部分がありますので、今一つの良い提案いただいたなというふうに思いますので、これは実行委員会の中で十分話をさせてもらって、令和5年度も予算化していますので、取り入れる方向での検討を実行委員会の中でも十分話をしてもらおうと思います。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） それでは、先ほども1点ご質問がありましたけれども、街路灯の件で、塗装工事105基というお話がありましたけれども、105基終了することで全ての街路灯のどのくらいの内容になるのか。

塗装内容が。

それと、その前に出ている設置工事63万8,000円。

これのご説明をいただきたいと思いますが、非常に街路灯、上札内の方は塗装も終わりましたし、LED化も進み、何かことあるごとにちょっとお話をすると、すぐに対応も早くなりました。

先にお話がありましたように、台帳等々も整備されているようでありますので、この105基の塗装内容でどのくらいの終了になるのか。

どの場所がこの105基に当たるのか。

おわかりになりましたらお話をいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 1点目の街路灯・防犯灯塗装工事105基でどのくらいの進捗状況なのかというご質問かと思います。

平成29年から7年かけて、これまで進んでおります。

今年度分を含めまして545基ということで、一応今年度をもちまして、一通り塗装は終了ということになります。

それから、2点目の街路灯・防犯灯設置工事63万8,000円の内訳でございますけれ

ども、まず1カ所が、フェーリエンドルフのスパに通ずる村道44号の、こちらからいきま
すと北側ですね。

ちょうど畑とフェーリエンドルフさんの敷地の堺に電柱がございます。

そちらの方に、ちょっと暗いというのもありまして、ちょっと電柱がそこしかないもので
すから、一応安全性の上であそこに1カ所を付けたいと考えております。

また、もう1カ所につきましては、確か老人クラブ連合会か何かで、国道236号線と村
道33号の交差点の部分に照明がないというご指摘をいただいておりますので、そちら
については、今年度の予算において設置を考えたいというふうに考えております。

それから、防犯灯の箇所なのですが、かなり市街地もありますし農村部もございます
ので、ちょっと言葉でなかなか、この部分、ご説明しにくい部分でございますので、後ほどこ
ちらは資料としてお渡ししたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） 2番中西議員。

○2番（中西千尋君） わかりました。

その設置箇所わかりましたし、イメージ的に防犯灯というのは、下から全部つくり上げて
というのではなくて、電柱に防犯灯を設置する。

この2カ所とも、そういう形の押さえですね。

街の中にあるような街路灯というか、下から全部立ち上がったものでなくて、そこに近く
にある電柱に防犯灯を付けるという、予算的に六十何万円でしたから、ちょっと1基1基を
立てる値段ではないかと思ったのですが、そういう意味で説明をされたということであ
るようです。

街路灯と防犯灯の違いがちょっと把握できませんけども、街路灯は下からずっと来て、全
部1基1基街中に立てていくイメージが持っていたので、この63万8,000円ではちょ
っと金額的に安いかなと思ったのですが、今の説明では、ある電柱に街路灯・防犯灯を
付けるというイメージで説明がされましたけど、それでよろしいですね。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） すいません、ちょっと説明が足りず申しわけございません。

今回、街路灯・防犯灯の塗装工事ですが、電柱に共架する形のものが19基ですね。

あと、下から立てる部分につきましては86基ということで、独立型のその下から立って
いるタイプの電柱の割合が多いということでございます。

すいません、新設の部分2カ所ございますけど、こちらは共架型2基でございます。

○議長（中井康雄君） それでは、ちょうど12時になりましたので、休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時59分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議
を開きたいと思っております。

それでは、午前中の続きで、1款議会費、2款総務費の質疑を続けて受けたいと思いま
す。

質疑はございますか。

5 番北嶋議員。

○5 番（北嶋信昭君） それでは、六花の森の事業について、先ほどの続きですけども、六花の森は、以前、六花の森のコンサートあったのですが、議員の中で否決されて、こういうことをやりましょうということで提案したのが、このイベントだと思うのですよ。

やはり村民参加ということは、前に一般質問もさせてもらったのですが、今いろいろな答弁で聞いているとどうしても村外の人に打ち出したいという形が見えて仕方がないのだけども。

大和田議員も言われましたけども、子どもさんたちも大事だけどもお年寄りも大事だと。

六花の森のイベントのときには、帯広からシャトルバス出してまで中札内に送り迎えをしたと。

であるのだったら、中札内にもお年寄りなんかもいっぱいいるわけですから、その人方も何か参加させて、あのランタン、自分は雨降りに参加しなかったのですが、ランタン上げることがものすごくみんな楽しんでたと。

であるのなら、やっぱり保育所から小学校、中学生、そしてお年寄りも一緒にやれるという、どうしてもその辺に集中するという話にはならないのですかね。

どうしても村外の人を呼ばなくてはいけないのですか、これ。

いかなもののでしょうか。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○課長補佐（下浦強君） お答えします。

ロッカノヨルにつきましては、全国的に知名度の高い観光施設であります六花の森で、アートの村にふさわしい村のイベントということで開催をし、企画開催をしてきたところでございます。

村のPRですとか、人口増加、または関係人口の増加というところの主眼が確かにありますけれども、議員おっしゃるとおり、村民参加ということは確かに大切な視点だというふうに考えておりますので、今年度もワークショップ、手作りライトのワークショップということで、村内の老人のサロンですとか養護学校、小学校の方々、それから、保育園の方々向けのワークショップも開催してきたところで。

そういったところで、村民の方々が手作りのライトをつくって、それが当日実際に飾られているということで喜んでいただいたという声も聞いておりますので、それのみならず、村民参加を募る仕掛けについては、引き続き実行委員会の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（中井康雄君） 5 番北嶋議員。

○5 番（北嶋信昭君） 初めて前向きの答弁がいただいたような気するのですが、その通りで、やっぱり村民が中心になってやっていただく。

過去に言えば、ビエンナーレもなぜだめになったのか。

六花の森のコンサートもなぜだめになったか。

大きな要因は、やっぱり村民が参加しないということなのですね。

やっぱり今の答弁を聞きますと、大分前向きになったかなといいながら、また違う形が出てくるかもしれないけども、いずれにしても、一般質問でもしましたけども、年寄りが集まる場所がないので、2時間ぐらいのところでもみんな喜んで来て楽しそうにやってくれる。

そういうのを、やっぱり村の行事の中にもあってほしいということをお願いしたいわけですよ。

お年寄りといいながら、もう自分もそういう歳になってきたのだけども、これからもそう

いうものに楽しめるような歳になるのかなと思いますけど、ぜひ、この部分だけは、言葉だけでなく、やっぱり村民参加の、そして村民参加が大きくなってくると村外の人が聞いて入ってくるような形になるかもしれないけども、それはそれでいいと思うのですよ。

とりあえずは、村民参加の、村民がつくる六花の森のコンサートにしていきたいと思いますなと。

そういうふうに言ってお願いしたので、今答弁聞きますと、間違いなくそうしていただけるようにお願いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

ほか、質疑ございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、2点ほど確認をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど来なりの補足説明かな、議員のやり取りもあったところの2点ですけども、1点目は、50ページの下の方にあります村民憲章碑移設工事の関係です。

補足説明もいただきましたけども、私が聞きたいのは、新庁舎の敷地の中だと思うのですけども、新庁舎のどの辺に移設しようとしているのか、確認を1点したいなというふうに思います。

それと、先ほど来から説明のありました51ページの街路灯・防犯灯設置工事の関係です。

話を聞きますと、1基はエアポートスパそらのところの1基と、もう1基は国道236号線の33号の交差点だということで、合わせて2基という説明を伺いました。

私が聞きたいのは、エアポートスパそらの、いわゆる村道44号のところなのですが、そこに1基ということで、先ほどちょっと聞いていたら、場所がちょっとわからなかったのですけども、ちょっと想定しているのは、東4線から温泉入るのに44号のあの交差点ありますよね。

あの入り口のことを言っているのかなというふうに思うのですが、とりあえずその2点を確認をしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 1点目の村民憲章の石碑の設置場所についてのご質問かと思えます。

正式には、どこというのはまだ決めているわけではないですけども、できれば、今現在掲示板が入り口のところにございますけども、その近辺でできれば、村民憲章が刻んであるものというのはなかなか村民の目に触れてみていただいた方がいいのかなという思いはありますので、できれば目に付く場所に、東1条通沿いのどこかに設置できないかなというふうには考えております。

それから、防犯灯2基、フェーリエンドルフ側の場所ですけども、場所的には、カンタベリーさんとかからのお店の方から出て来た44号沿いの、こちらから行きますと左手になりますね。

ちょうど畑との境際辺りになります。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） おおよそ理解できます。

村民憲章碑の関係については、以前、ライオンズが建てた碑なのかな。

今の場所を再確認すると、こっちの正面入口に告示の掲示板ありますよね。

あの付近で、みんなが憲章確認できる場所にやりたいと。

わかりました。

それと、街路灯の工事の関係ですけども、そうすると、東4線から入って行って44号までの100メートルか百何十メートルぐらいの44号沿い道路の付近にということなのですね。

それで、その関係ですけども、村民の多くは、中札内に近くに温泉ができたということで、非常に喜んでいる人が多いです。

それで私も行っているのですけども、それで気がつくのは、この段階で話が良いのか悪いのかわからないのですけども、夏場はあまり広い道路ではないのですけども、相互に車も交わすことができるのですね。

ただ、冬になりますと、どうしても双方向車すれ違うのに、非常に道路幅が狭いものから、危険な状態ですれ違いになるというのかな、そんな状況なのですよ。

それで、44号、村道認定というか道路敷地あると思うのですけども、そういうことで道路幅が、夏はそういうことないというふうに、細いけども事故がないと思うのですけども、道路幅が狭いのと、特に言えることは、44号から東4線に出るあの入り口ですよね。

あそこでも結構相互に車合うことあるのです。

取り付けのあれが狭いものですから、非常に危険な状態になると。

ここら辺についてはどういうふうに理解されているのか。

その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 黒田議員、今のは8款の土木で質問した方がいいのかなと思うのですけどどうでしょうか。

その方が答えやすいでしょうし、良いと思うので、そうさせていただきます。

ほかに質疑ございますか。

1 番木村議員。

○1 番（木村優子君） 予算書57ページ、コミュニティバス運行管理費について、何点か伺います。

これまで運行ルートやダイヤの見直しというのは、利用されている方にアンケート、意見聴取を、実際一緒にバスに乗った職員の方が意見聴取されて、そういった意見を反映したり、あとは、昨年12月に無作為抽出で500名を対象にコミュニティバスくるくる号に関するアンケートというのを取られたということで、結果がホームページの方にも公開されておりました。

500人中43%の方、217人の方が回答いただいていたということで、そういった意見も反映されて、3月の広報誌にも新しいルートの案内なんかも挟まっていたので、いろいろ改善はされているのかなというのはこちらもわかるのですけれども、くるくる号を実際に利用されている方からちょっと聞いたのは、やはり案内図というか、同封されていた案内図を見てもなかなか自分の利用に合わせてルートを組み立てるとするのがすごく難しい。

特に年齢を重ねた方は、いっぱい停留所によって時間等細かく記載はされているのですけれども、それをうまく活用するのがとても難しいという話をよく聞いております。

窓口の方に行けば、担当の方がいろいろ聞き取りをして、自分の時刻表をつくってくださるというふうにもお聞きしたのですけれども、例えば、そのような相談というのは、実際どれぐらいの人数来て受けておられるのかとか、あと、これを利用するのがなかなか難しいといったようなお話を担当者の方がどれぐらい把握されているのかというのをまずお聞きしたいのと、あと、デマンド方式の検討についてもちょっと伺いたいと思います。

今まで議会の中でも、今の運行の形ではなくて、デマンド方式の検討をしてはいかかということ、いろいろ質問もされてきました。

今回、12月に取られたアンケート結果を見ましても、くるくる号を利用されている方というのは、現状のままというのを希望する方が多いのだけれども、アンケート全体では、やっぱりデマンド方式を移行することを考えた方がいいのではないかとというのが、半分ぐらいの方がいらっしゃって、議会の方でも、老人クラブなんかと意見交換した際も、やはり特に農村部の方はデマンド方式にした方がいいのではないかとという意見もいろいろ出ております。

デマンド方式への移行に関しては、今、どれぐらい検討されているのかということについて、まず2点伺います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず、自分の乗り方がわかりづらいということで、そういった声は確かに、特に高齢の方で実際に利用される方ですと、この時刻表を見てなかなか自分の時刻表をつくるというのは難しいというのは認識しております。

それで、担当者が電話を受けまして、その方に合った時刻表だったり、こういったふうに、この時間になれば乗りやすいですよというのは、随時相談で、特に電話が多いのですけれども、電話で受けているところです。

ちょっと件数につきましては、ちょっと今手持ちがないのですけれども、随時、年間通して電話でそういった相談があれば、担当の方でしっかりとどういった乗り方が一番ベストかということをしかりお答えするようにして、きめ細かく対応しているところでございます。

また、デマンド方式の検討についてでございます。

デマンド方式につきましては、令和3年度に一度、見積もりという形で試験運行という、そのときは見積もりだったのですけれども、約3カ月で約570万円、それから運行システム利用料ということで、6カ月で約150万円ということで、高額であるということがまず課題になっております。

デマンド運行はまた、電話予約を受けるオペレーターの確保ですとか、あとは運行管理システムを導入する必要がある。

また、新たな車両を購入しなければいけない。

また、運転手の確保といった課題もありまして、利用者がそれほど多く見込まれない場合はコストが割高となるという課題がございますとか一定の需要が見込める状況になれば、そういった検討も進めていくことになるかと考えられるのですけれども、定時運行であるくるくる号というところの利便性、また、コストの面からもそういった形で今、くるくる号の運行をメインというふうに考えているところでございます。

村内にはさまざまな交通サービス、移送サービス含めてありますので、そういったサービスとの併用という形でベストな利用方法を、こちらの相談があれば提案していきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

自分の時刻表をつくるには、電話で相談すればそれに合わせてつくってくださることなのですけれども、もちろん年齢、高齢者の方はなかなか電話でやり取りしてなかなか対応を難しいかなと思うので、その辺り、担当の方も骨を折ってやってくさっているというのは、それもありがたいお話なのですけれども、できれば、例えば、すぐにはできないかもしれないですけれども、スマートフォンなんかを使っている場合は、アプリでよく電車とかで行き先と時刻を入れれば、乗り継ぎの路線なんかを示してくださるようなアプリって

いくつも出ていると思うのですけれども、村独自でそういうアプリ開発するのって難しいかもしれないのですが、今のこの運行の形をもし継続するのであれば、そういったプログラムを、例えばつくってみるということを検討していただくのはできないのかなと。

そうすれば、一人ひとり電話で対応するよりは、手間も時間も削減できるかなと思って。

どれぐらいの費用対効果があるかと言われるとちょっとあれなのですけども、そういうものもちょっと考えていただければどうかなというのと、あと、利用者が増えてオンデマンドの方の費用がもし合えば、デマンド方式も考えるというようなご意見だったかと思うのですけれども、今、内閣府の方でもデジタル田園都市国家構想という事業の中で、ちょっと紹介されているものがありまして、これ例えば、北海道では室蘭市などですでに取組みが行われているサービスなのですから、オンデマンド乗合モビリティというサービスがあるのですよね。

モビというアプリを使って、自分で電話を掛けるなり、アプリ上で予約をすれば、そこに車が来てくれるというような、ドアトゥドアで送迎なんかをしてくれてという、そういう何か今新しいデマンド方式のサービスというのが、少しずつ増えている状況です。

ちょっと費用がかかるのは仕方がないのですけれども、今、コミュニティバスの運行管理費で、例えば、令和5年度1,274万円がかかっている、アンケートだと月大体述べ人数400人ぐらいの方が、今バスを利用されているということなので、その人数を12カ月で掛けて割り返してみると、一人辺り大体2,655円、利用するのに村が負担をしているという計算になるのですよね。

これを高いと見るか安いと見るかというのは、ちょっと見方にもよると思うのですけれども、将来的なことを考えて、例えば、福祉の移送サービスでも車の借上料なり委託料は払っているわけですし、全体的な費用のことを考えて、村民の皆さんに使っていただける公共サービス、高齢者だけではなくてですね。

免許を返納された方だけではなくて、一般の村民の方が便利に乗り降りできるようなシステムができると、例えば、自家用車なんかを使う率も減らして、CO2の削減になるとか、いろんな面で検証して考えていただければなと思うのですけれども、その辺りお考えいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず先ほどのちょっと補足にはなりますけれども、電話でそういったわからないという問い合わせがあった場合は、電話だけではなく、直接高齢者のご自宅に訪問して説明するというのもやっておりますので、補足させていただきます。

また、デマンド方式でいろいろな、最近幾つかの自治体で出てきております。

確かにスマホアプリからの予約ですとかAIによって最適なルートを導き出すというような仕組みのオンデマンド交通ということも、幾つかの自治体で実証のような形で出てきております。

そういった情報も、常に最新の情報を把握しながら、村としては今あるくるくる号、これをメインに、基幹に考えていきますけれども、そういった最新の情報も把握しながら、持続可能な公共交通のあり方を模索してまいりたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

今の運行状況というか、くるくる号を利用したものも、改善もしながら、もちろん平行して、将来的にどういった形が持続可能な公共交通なのかというのも、本当にこれから検証していただければと思います。

続きまして、60ページのまちづくり推進費の委託料、景観計画策定調査委託についてお伺いいたします。

この計画、美しい村を推進するということで、こういった計画を立てられるのかなと思うのですけれども、北海道では道を含め22市町が策定済みということで、景観計画を策定するにはまず景観行政団体になるというのが条件になるというふうに書いてあったのですけれども、景観行政団体というのは、具体的にはどういった団体のことになるのかということですね。

また、そういう団体になることで、住民の方に、もしくは村にとってどのようなメリットがあるのか。

もしくは、デメリットはないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず、景観行政団体についてであります。

こちらにつきましては、平成16年施行の景観法というものがございまして、その法律に基づく景観計画の策定と景観行政団体ということになります。

それから、メリットですけれども、今本村の美しい村への取組みを多くの村民の方に、もっと村の認識として広げていただけるということですね。

そういった形を期待しております。

また、デメリットと言っているのかわかりませんが、これから来年度、再来年度で景観計画策定、それから景観条例の改正視野に入れて進めていくのですけれども、その中で、当然、規制といいますか、どういった色ですとか、そういった形で、どんな形の規制といいますか、それが本村に合っているのかというのが来年度以降、住民の皆さんの意見も聞きながら進めてまいりたいというところで、デメリットと言えるかどうかかわかりませんが、そういったことがあるかなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 1点は簡単なことなのですが、六花の森のステージ撤去というのは218万円かかっていますよね。

これ、うちの村だけで撤去しなくてはいけないものなのですか。

最初は六花亭と一緒にやったことではないかと思うのですが、その辺はいかがかなと思うのと、今、くるくる号の話、いろいろ木村議員がしてくれたのですが、自分前に質問したときには、村民、それから老人クラブ、いろいろアンケートもありましたけど、そういうものの意見を聞いて、くるくる号の運行に対して考えていきたいということを答弁でいただいたと思うのですよ。

ところが、今、さっきも言いましたが、これだけの中に、これ使う人も大変だし、見る人も大変なのですよ。

老人ホームに来てということで、村で聞きに行かないから議会でいろいろ聞いた中においては、やっぱり予約制にしてほしいというのが、老人クラブの組織から出てきているわけですね。

そういうのをどうして変更しないでできないのかなと思って、これ見ると大変ですよ、これ。

行ったらどうやって帰ろうかななんて考えなくてはいけないのも結構あるのですが、アンケートの調査もそうですけど、自分で質問したときも、村で答えてくれたのは、村民のいろいろな意見を聞いて、老人クラブ等ともいろいろ相談に行って、くるくる号の運行を

決めたいという答弁でありました。

どこまでこれ、端的に言うと、温泉に誰が行くのですかなんて話が結構聞こえるのですけど、これも意見ですからあれですけども、そういう話もたくさんあったからこういうふうに入れてくれたのだと思うのですけども、村としてどうなのですかね。

いろんな人の意見を聞きながらやった結果、これが完璧ですよということなのですか。

その辺ちょっと聞きたいのですけど。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず六花の森のステージ撤去についてでございます。

こちらについては、村負担で撤去させていただこうと考えております。

そして、くるくる号の関係でございます。

こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、これまでも老人クラブですとかポロシリ大学、子育てサークル等に直接担当者が出向きまして、乗り方ですとか、具体的な相談を受けて説明をしてきておりますので、今後も引き続きこういったきめ細かくバスの乗り方については、引き続き説明をしていきたいというふうに考えております。

そして、これが最終形態ではございませんので、常にご意見をお聞きして、運行の見直し、改善、運行ルートの改善、見直しは引き続き図っていきたいと考えているところでございます。

補足でございます。

六花の森のステージにつきましては、当時、花咲くコンサート実行委員会という実行委員会ございまして、そちらの方に村が補助をしまして、その費用で設置したものでございますので、今、その花咲くコンサート事業実行委員会はもうございませんので、村の財源で撤去するということでございます。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） これステージですけども、なぜ村なのですかね。

建てたとき、六花と一緒になかったですか。

うちの村、そこにつくったからお前らよけれという話なのだろうけども、これはやっぱり六花の森と最初にステージつくったのは一緒につくったはずですよ、これ多分。

それを壊すときになって中札内だけ持てというのはちょっとおかしいのではないかと思います。

それから今、くるくる号の話もいろいろ出ましたけども、言いたいことは、村民の意見を聞くという話がかかりありました。

どこまで取り入れたのかということに対しては、かなりこの時刻表が複雑すぎてわからないし、利用する人も大変だし、自分のところにも何件が電話来ております。

自分も答弁の資料がないので、村の方に伺いして相談してもらったらいかがですかということぐらいしか言えなかったのですけども、何とかこれ、前の答弁の中には、これがだめなら福祉移送サービス使ってくださいと、こういう答弁をしていますよね。

だから、もう少し余裕の持って、やっぱり行けるような形の中で、これビッシリ入っているのですよ。

自分も農家だから見ると、農家に行くのは単純にしか行ってないのですよ、これ。

ここ以外はもうあと福祉サービス使いなさいってということなのですかね。

もうちょっと何か余裕のある、今どうのこうのでないけども、やっぱり来年に向けて、やっぱり年寄り方がどうなのかな。

帯広市みたいに大きいところでも予約サービスみたいのあるのですよ。

中札内もそのぐらいのことは何かの形の中でできないのかなと。

今、木村議員が言いましたように、千二百何十万円も、くるくる号に使って乗らないの难道うなのかな。

では、この福祉サービスの方にその分預けたらどうなるのかななんていうことも考えるのだけど。

せっかく今くるくる号が一生懸命動いているのですけども、もう少し来年にかけて、今年は今年で立派につくってくれたと思うのですけど、もうちょっと年寄りの意見を聞きながら、やっぱりこまめに動けるか、予約に近いことをしてもらえるような形にできないのかなと、そういうふうに考えるわけですけどいかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 花咲くコンサートで使用していたステージ、一部ロッカノヨルでも利用しましたが、もともとその設置に係る負担は、先ほど説明がありましたとおり、実行委員会として補助金の中で設置をして、それを継続的に花咲くコンサート開催期間中は使っていたと。

相応の対価を他に求めているものではございませんし、あるとすれば、六花の森の一部の敷地をそこで占有させていただいていたということだけで、費用負担は全額実行委員会と。

現実的には実行委員会は今、花咲くコンサートについては解散しておりますので、それを今のロッカノヨルの実行委員会で引き続いて、一部活用はしてきたのですが、老朽化も含めて当然出てきまして、何らかの処置をしなければならないということで、花咲くコンサートの開催の経過を考えますと、村の方でその撤去費用を見るということが正しいだろうということで、今回予算計上させてもらったということでございます。

他にその費用負担を求めるということはないことから、村が費用負担をするということでございます。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） くるくる号につきまして、議員おっしゃるご意見はこちらも認識しておりますので、引き続き、村民の方、特に高齢者の方にわかりやすく説明することに努めまして、やはり生活の足の確保といいますのは、特に高齢者の方々の日常生活、外出の足を支えるということが主眼でありますので、そういった方に寄り添った運行のあり方というのは常に模索してまいりたいと思います。

例えば、定時運行で今くるくる号走らせていますけれども、そういった形と、今議員がおっしゃるようなデマンド的な運行ですね、こういったものもハイブリッドで組み合わせてやっている自治体もありますので、そういったところの自治体の例も参考にしながら、常に最新の情報を把握しながら、最適な運行のあり方というのは、常に検討してまいりたいと思います。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） くるくる号に関してはいろいろありますし、村の方でも考えてくれているようですし、やっぱりほかの町村のことも調べてもらって、やっぱりいろんなことでお年寄りが歩かなくていい、やっぱり街にも出てきたい、いろんな行きたいということに対してのご希望を聞くような形の中で、小回りの効くくるくる号にしてほしいと思いますし、六花の森のステージ撤去、これは実行委員会ということは、あのときは六花亭と一緒に始まったはずですよ、これ。

六花の森のコンサート。

そのときのステージですよ、これ。

なんで中札内だけやらなくてはいけないのですかね。

その辺もう1回聞かせてください。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 先ほどもご説明したとおり、かかる費用については補助金として実行委員会に村がすべて出しておりますので。

その六花の森の所有している六花亭さんにその費用負担を求めているものではございません。

かかる費用については補助金ですべて対応していたということでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） くるくる号の追加でちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど、広報にも出ていましたけども、十勝エアポートスパそらまでくるくる号は行くという、そういう新しい運行ができたのですね。

それに対してちょっとお聞きしたいのですけれども、どの程度の要望があって、ここにも行く予定なのかなと思ひまして。

無作為抽出アンケートを見ますと、温泉まで利用するかというところで、利用するが55%、しないが45%っていう、こういう答えが出たのですけども、それをもとにこういったコースをつくったのかどうかお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） こちらのルート変更につきましては、アンケートは参考にももちろんしておりますし、また、村内で初めて温泉施設というのができましたので、そこに、今、保健センターの風呂ありますけれども、あそこは一部入浴できる方限られておりますので、誰でも入れる温泉が新しくできたということもありましたので、そういったことを総合的に勘案して、このルートを追加させていただいたというところでございます。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） わかりました。

これがずっと続くわけでもないでしょうけども、試験運行という形なのか、利用者の人数とかを見ながら、今後のルートも考えるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

ずっと続くのですか、これ。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 当面はこの運行を基本にしながら、また利用者の声をお聞きして、随時見直しするところは見直していきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 2点ほどお伺いいたします。

宅地分譲地の件なので、財産管理のところになるのかなというふうに思うのですけれども、令和5年度においては、ときわ野第4分譲地と基線までの間のところの空いているところに、何戸かの分譲地を設けたいということで、先般の補正の中で、設計用地確定委託ということで400万円ほどが見られていたのですけれども、その後、令和5年度中に販売できればしたいというような答弁もあったと思いますけれども、その後の分譲地についてはどのように考えておられるのかということをお聞きしたいのですけれども、今年度分譲しようとしているところがある程度の販売目途が立ってから、また次の分譲地あたりを考えていこうとしているのか。

並行しながら次の分譲地もある程度、村有地もしくは民有地で探して考えていこうと、継続していこうというふうに思っているのか。

その辺、こういった考えなのかを1点目お伺いいたします。

それともう1点は、脱炭素化に向けてなのですけども、ちょっとそれに当てはまる項目があまりないのですけれども、企画のところ、再生可能エネルギーあたりの項目が若干ありますので、そこでお聞きしたいのですけれども、時代の流れとしてはやはり脱炭素化に向けて取組んでいかなければならないだろうなというふうには私も思います。

うちの村も早くいろんな取組みもされているのですけれども、国の方でも2035年あたりには、車も電気自動車化、ハイブリッドも入るのかもしれませんが、そういった電氣化にしていきたいとか、いろいろ謳ってはいますけれども、なっているときに、本当に今の電力供給が、今の状態で本当に十分に合うのかなという、自分としてはちょっと疑問に思う点もあるのですけれども、多分今の火力発電やらLNGですか、そういった発電あたりの燃料使うようなものは減らして、再生可能エネルギーあたりをかなり増やしていこうとしているだとは思いますが、ただ、それだけではきっと足りないと思うので、また原子力ですか、そういったところも頼らざるを得ないのかなということで、ちょっと不安に思うところもあるのですけれども、先般、大和田議員が一般質問の中で、脱炭素社会推進に向けてということで一般質問されました。

その中の答弁のところ、北海道地域脱炭素推進支援というものの中に中札内も含めて5自治体を選定されたということが、答弁の中で謳われておりました。

これが、以前は事務事業編から今度区域・施策編にという形になったということで、これについてちょっと、これに選定されてどのようなことができるのかとか、やらなければならないことがあるのか。

その辺もう少し具体的に何かわかることがあれば説明をいただきたいなと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 宅地分譲地の関係でございます。

先日の議会の中で、令和4年度の補正予算の中で、設計費等を計上させていただきました。

それをできるだけ早い時点で造成に入り、5年度に入って、できるだけ早い時点で造成に入り販売まで持っていきたいということで、4年度予算で計上させていただいて、繰越明許の措置を取ったということでございます。

関係の経費については、当然設計終わった後、様々な部分の工事費が出るはずですので、それは5年度の補正予算で計上させていただきたいなというふうに思います。

そこを終わった後、さあどうするかということなのですけど、今のところ、土地の取得が目にあるというわけではございません。

ですから、施設課の方で計画策定、今月末で策定されることになっている地域住生活の計画ですとか、公営住宅の長寿命化計画ですとか、その中にもありましたとおり、例えば、公営住宅の長寿命化の部分では、古い住宅については、撤去をした後、その後、宅地分譲へ持っていくというのも一つ出てくると思いますし、ですから、今の段階で大規模なその宅地分譲、数十区画、そういったレベルのものが今計画されているということはありませんが、ある遊休地、または取り壊した後の跡地利用だとか、その辺は分譲地として可能な部分については、できるだけ分譲に向けて計画を持って進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

ですから、今のところ大規模分譲のところについては、もしそういうケースがあれば、検

討の余地は当然ありますけれど、今のところ、できれば遊休地をうまく活用して進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 先ほどの景観計画の策定に向けた5自治体選ばれたというのは、そういった計画は、脱炭素に向けた計画を策定するための支援でして、具体的にそれから村がどんなことをやるかに対する支援ではございませんので、今現在は、今後、令和5年度に、先日一般質問の中ではお話ししたけども、地球温暖化実行計画の中に、施策編というのを盛り込んでおきます。

その中には、これまでやってきた、例えば、リサイクルをどのくらいしたのかとか、ごみの排出量、どれくらい減らしているのかとか、また、あと、堆肥化もそうでしょうね。

そういうので、温室効果ガスを出さない取組み、そういったものも入れますし、新たに、例えば、村がこういったところに力を入れたいということであれば、以前やったような、太陽光のようなものを助成するとか、これは例ですけども、そういった村が進むべき施策もどれくらいやっていくのかというのも、その計画の中には出して測定していく形になりますので、その辺については、今後検討ということになります。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 分譲地については、なるべく継続して、大規模なところはまだあまり考えてられないみたいですが、村有地もしくは公営住宅等の解体跡とか、そういった小規模なところでは考えているみたいでございすけれども、なかなか分譲地やるとしても、設計、造成、販売までということになりますと、やっぱり1年から2年はどうしてもかかってしまうと思いますので、できれば継続して、次のところも考えていっていただければなというふうに思います。

隣村さんあたりは、何かもう次の大規模な分譲地の農地取得かな、何か考えられているみたいでございすので、やはりその辺継続して、次のことを考えていっていただきたいなというふうに思います。

あと、地域脱炭素推進支援ですか、これについては、これといって何ということはまだ決まっていないみたいですが、今後何か、温暖化やら脱炭素化に向けて、考えていくということではございすけれども、これについて、実際にやるということになった場合には、補助金とか何か交付金みたいなものも付いてくるのでしょうか。

その点についてお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 脱炭素に向けた取組みに関する支援ですけども、今環境省とかでもかなり多くの補助メニュー、用意されていまして、例えば、EVの車を導入する際の補助金ですとか、あと、家庭用のそういう充電器を設置した場合の補助だとか、そういったメニューはもうかなり豊富にありますので、そういうのを有効に活用しながら、村もこういった施策に誘導するかという面に関わってきますので、その辺を見極めながら、取組みについては検討していきたいと思ひます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 何か新しいものをやろうとすると、やはりどうしても財源が必要になってくると思いますので。

先般の一般質問聞いていて、ある程度地元で何か中身を、住民の皆さん方からも意見を聞いたりして中身は煮詰めながら、その脱炭素化の事業を考えていくというような話もされていたと思うのですが、自分としては聞いていて、先に何かそういった宣言をして打

ち立てて、それから肉付けをしていくのも一つの方法ではないのかなというふうにも思っていたのですよね。

多分、管内の中でもそういった幾つかの進んだところあたりは、なにかある程度宣言をしたり指定地域になったりして、やっぱり国の補助金なりいろんなものを引っ張ってきて、それでまた住宅の太陽光発電あたりに支援をするですとか、そういったことをやられているところもあると思うのですけれども、考え方としては、そういった方法、先に打ち出して、それに何か肉付けをしていくというのも私は一つの方法ではないかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今の宮部議員のご質問、前回の一般質問のときに、村長の方からも答弁させていただいた部分。

ゼロカーボン宣言の話ですけれど、村としては、今まさに事務事業編、つまり、村内の公共施設等における地球温暖化実行計画については実施してきているわけです。

目標値も含めて。

ただ、住民の皆さんに協力いただける事項というのは、これが施策編ということになるのですが、そこについては、令和5年度に、その策定に絡んで住民のご意見をいただきながら立てていきたいというふうにお話をしています。

今もそうですけれど。

その段階で、ある程度の計画ができあがる際、できあがった際、住民の皆さんに対するアピールは当然あるのではないかなというふうに思っているところです。

その結果、ゼロカーボン宣言するかどうかはちょっと別ですけれども、そのアピール度合いによっては、いろいろな施策に波及してきますから、そのことによって、うちがその宣言に値するかどうかというのも判断にはなるのかなと。

ただ、ありきで今進めるわけにはいきませんので、どんなことを皆さんに協力していただけるか、取組んでいただけるか。

またはそれに対する支援をどうするか。

そういったところも含めてアピールしていくのがいいのではないかなというふうに考えて、今回、令和5年度にその計画策定、住民の皆さま入れながら、計画設計に取り組んでいきたいと。

そのことも当然アピールしていくべき点かなというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 決算書の50ページ、そして、黒ナンバー19の6ページにあります公有財産購入費、土地購入費247万円、内訳見ますと、ときわ野分譲地の1戸分というふうに書いてありますけれども、これについて、過年度のものなのか、それとも今年、未来を想定しての話なのか。

それとも、予備費的な性格のものなのか。

なぜこういうふうに上がってくるのか。

例えば、予備費的な性格のものであるならば、事業年度の中で補正を組めばいいことですし、この土地購入費に関わる内訳的な説明を求めたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） こちらの土地購入費247万円の中身ということでございます。

こちら、分譲地のすでに売り渡した土地で、家が建てられないとかといった場合に、村が買い戻しする費用1戸分を、予備費的とおっしゃっていましたが、そういった意味合いの予算計上ということになってございます。

○議長（中井康雄君） 6番船田議員。

○6番（船田幸一君） つまり買い戻し特約が付いていた契約のものだったということで理解してよろしいでしょうか。

はい、わかりました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 先ほどの宮部議員に関連した新分譲団地の関係ですけれども、これについては、以前、村の方から、道の駅近くにですか、大きい分譲団地をつくりながら、移住あるいは定住に向けた対策を取りたいと、こういう話がありました。

その後の結末としてはまだ聞いていないのですが、噂になりますけれども、非常に困難で、だめになる予定だと、こんな話を聞いているわけですが、近隣の町村と比較するわけではないのですが、近隣町村では、この間、規模として3ヘクタールですか、区画としては40から45区画の分譲地を造成の土地取得が議会にかけられて決まったと、こういう話も聞いております。

よりまして、移住定住、人口そのままに置いておきますと、どんどん減っていくわけですから、やっぱり積極的な姿勢を出すべきだということで、本会議の中でも私も意見吐いているのですが、ぜひ、話を聞いていると、分譲団地について、非常に空き地の小さいところをやりたいというそんな意向のように聞こえたものですから、そういうものでなくて、やっぱりある程度の団地を大きく取りながら、中札内村の定住移住に向けた施策、いわゆるそこが基本だと思うのですよね。

困難の道もあると思うのですが、ぜひそういう方向に向けた村の姿勢というのは表すべきでないのかなというふうに感じるものですから、私の方からあえて質問させていただきました。

再度答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 全く村として、大規模分譲を否定するわけでは当然ございません。一時期そういう動きを出したことも事実でございます。

一つあるとすれば、今の住宅の状況といいますか、宅地分譲をしたときに、住宅を建てるのにこれだけ費用がかかるような時代になってきたと。

その辺はよく熟考しなければならないかなというふうに思っています。

ただ、定住促進施策として、本当も新たな支援措置していますので、当然そういった支援をしながら土地はありませんと言い切ってしまうわけには当然ないわけで、当然、頭にはその分譲地となり得る土地の取得も当然頭の隅に置きながら、政策を進めていく必要があるかなと。

ただ、それを待っていると、いつまで経っても分譲ができないということになりますから、今ある遊休地ですとか、今計画の中に上がっている取り壊しの住宅ですとか、そういった跡地の部分については、もともと住宅が建っていた場所ということにすると、それほどの大きな時間をかけずに再分譲はできるかなというふうに思っていますので。

そういったことも抱き合わせながら、全く念頭から外してしまうという考え方は持ってごいませんけど、その辺は状況を見ながら、そういった土地の取得が考えられるのであれば、当然、それは進めることもやぶさかではないというふうには思っているところでございます。

ただ、確たる土地がありますかということになると、そこまではまだ確定していないということでもあります。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 副村長が言っていることについてはわかるわけです。

ですけれども、遊休地といってもあちこち散らばっておりまして、どの程度の取り壊した跡の区画数になるかちょっと想定はできないのですけれども、やはりそういうことも一つでしようけども、やはり抜本的に方向性として、ある程度の団地をつくって、いわゆる移住定住に向けた基本的なものを打ち出していくよという、そういう積極的な村の姿勢というのが私は必要でないのかなということで質問しているわけですが、なかなか新団地取得するのも大変だと思いますけども、今、副村長が言ったように、遊休地のそういう規模、何戸か何十戸かわからないのですけども、基本的にやっぱりそういう分譲については、基本的に整理をして、積極的な考え方で、今後村政をやってほしいというふうに思いますので、再度お願いをして、質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いいたします。

ほかに質疑ございますか。

1番木村議員。

○1番（木村優子君） それでは、62ページのふるさと納税の推進ということで、何点かお聞きしたいと思うのですけれども、まず、村独自サイトを立ち上げてサイト使用料を抑制ということで、今回、新規で予算上がっておりますけれども、これの導入時期はいつごろを目途に考えておられるのかというのをお聞きしたいのと、あと、今、村の方でもふるさと納税特設サイトというのを、ホームページでつくっていると思うのですけれども、これは独自サイトではなくて、これとまた別のものを作成するというご予定なのでしょうかということをお聞きしたいのと、あと、運搬料なのですけれども、前回、令和4年度の運搬料から見ると、今年度で予算計上されているのが1億3,600万円で、2,400万円ほど減額になっているのですよね。

以前、決算のときに発送する時期が年度内からずれるので、その差が出て、この費用が増えたり減ったりするというようなお話を伺ったと思うのですけれども、その関係なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 独自サイトについてお答えいたします。

こちらについては、今現在、大手のポータルサイトからの寄附がやはり増えておりまして、寄附1件当たりの手数料ですとかサイト掲載委託料というものがかかってまいります。

こういったものを低減させるために、新たに直営といいますか、直営でサイトを構築することによりまして、そこからの寄附を増やしまして、大手のそういったポータルサイトに支払う手数料、委託料、そういったものを減らしたいということでもあります。

今現在村が持っている独自サイトという、ふるさと納税のサイトがありますけれども、こちらでは、決済等のサービスがないというところです。

別のサイトに誘導するようなサイトになっておりますので、今回導入しようとするのは、そこで決済も終了できるというサイトでございます。

大手のサイトに比べて、手数料が安いというのがメリットとなっております。

また、運搬料につきましては、今年度、2,400万円というところで減額になっております。

予算につきましては、前年度は寄附額の約20%ということでありましたけれども、今回、寄附額のその運搬料は減らさなければいけないとことですので、17%程度を見込みまして、1,360万円というふうな予算を計上させていただいております。

新規サイトの導入時期でございますけれども、こちらやはり経費を下げるという点においては、早急に導入するのが良いと考えておりますので、年度入りしましたら、業者との契約の方を進めてまいりたいと。

時期について、今の段階で明確にいつというふうには決まっているわけではございませんけれども、年度の早い時期で導入してまいりたいと思っております。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

独自サイトはそこで決済まで完結できるものを新しく新設して行うということで、年度の早い段階で入れていただくのを目標に考えているということで、わかりました。

運搬料、17%程度で見ているということなのですけれども、これ、減額本当にこれぐらいできるのか。

チルドとか冷凍で送る分をなるべく減らして、そういった返礼品も考えるということで経費を減らすというお話は聞いたのですけれども、今の中札内の返礼品として考えているメニューで、これぐらいの削減が本当に可能なのかというのがちょっと私も聞いていて不安だなと思ったのですけれども、そのあたりはどういう計画なのでしょう。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 運搬料につきましては、これまでも運搬料の引き下げについては、業者とも話をしておりますので、なるべく運搬料については下げるという方向で考えております。

こちらにつきましては、予算ということで、見込みは寄附額の17%程度を見込んでおりますけれども、先日も述べさせていただいたとおり、冷凍品に偏らずに、いろんな形でいろんな返礼品を出せるように、今、いろんな返礼品の開発といいますか、そういったことも引き続き進めてまいりたいと思います。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

なければ、次に進ませていただきますが、休憩をしたいと思います。

2時20分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時19分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

それでは再開いたします。

続きまして、3款民生費、4款衛生費、5款労働費に入ります。

73ページから115ページまでです。

概略説明をお願いいたします。

はじめに、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、歳出の3款民生費及び4款衛生費で福祉課が所管する予算概要を説明いたします。

はじめに、3款民生費で特徴的なもの、前年度と大きく変わる予算につきまして、説明いたしますので、予算書の74ページをお開きください。

また、黒ナンバー19番、予算に関する資料の21ページから24ページに、主な事業概要を掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

1項、1目社会福祉総務費、社会福祉一般経費、説明欄下段、十勝エアポーツスパ使用料43万2,000円は、現行の更別温泉入浴料助成に加えて、新たに入浴料の助成を行うもので、対象者一人につき、年間12回分を計上しています。

予算に関する資料19ページに事業概要を記載していますので、ご参照ください。

その下、社会福祉協議会補助金1,596万8,000円は、給与改定による人件費等の増により、前年比59万8,000円の増額となっております。

75ページ、説明欄、ポロシリ福祉会運営助成補助金2,275万3,000円は、デイサービス及びホームヘルプサービスの事業収入の見込みにより、村の助成額としては、前年比33万2,000円ほどの減額となっております。

その下、恵津美ハイツ改修事業補助金266万6,000円は、ナースコール更新に対し助成するもので、次の恵津美ハイツベッド更新補助金は、介護用ベッド25台の更新に対し、一定の割合を助成するものです。

次に、76ページ、2目老人福祉費、説明欄中段、敬老会事業費408万4,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、開催方法の工夫を継続して実施するほか、敬老祝金贈呈者数の見込みにより、前年比49万円ほどの減額となっております。

次に、77ページ、説明欄中段、生活支援ハウス運営事業委託1,826万1,000円は、相談員の配置と警備員5名体制を維持するとともに、光熱水費の負担増により、前年比109万円ほどの増額となっております。

その下、移送サービス事業委託562万6,000円は、原則2日前の予約を基本としつつも、車両に空きがある場合は、利用日の前日または当日の通院等による利用を可能とし、高齢者の移動の利便性の向上に伴って、ドライバー等の稼働が増えていることから、前年比23万7,000円の増額となっております。

その下、扶助費、高齢者等通院タクシー交通費は、通院のための経済的な負担軽減を目的として、利用料金の助成率を2分の1から4分の3へ見直し、前年比177万8,000円増の182万3,000円を見込んでいます。

その下、車両譲渡事業償還金63万円は、令和4年度に更新した移送サービス用福祉車両の備荒資金、令和5年度負担分を計上しています。

次に、80ページをお開きください。

3目障害福祉費、説明欄中段、南十勝子ども発達支援センター負担金1,073万5,000円は、主に職員2名が増えたことによる人件費の増などにより、前年比176万3,000円ほどの増額となっております。

ページ下段、扶助費の介護給付費は、重度訪問介護及び生活介護等の前年度の実績見込みにより、9,767万7,000円を計上しているほか、その下、訓練等給付費5,832万円は、主に就労継続支援A型、B型の利用者の増加により、前年比512万2,000円ほどの増額を見込んでおります。

少し飛びますが、86ページをお開きください。

2項、1目児童福祉費、説明欄、児童支援費、中段、出産祝金160万円は、27名分を見込み予算計上をしています。

次に、87ページ、説明欄下段、子育て援助活動支援事業費は、2年目の事業となりますが、児童の預かり等の援助を受けたい方と援助を行うことができる方を会員として、その連絡調整等を行い、地域における子育ての相互援助活動を推進するファミリーサポートセンター事業に係る経費として、187万2,000円を計上しております。

次に、3目中札内保育園費になりますが、89ページ、説明欄中段、修繕料106万8,000円は、園庭にある築山の上に設置している木柵に劣化が見られることから、耐久性のある素材への修繕に75万6,000円を計上しています。

その下、役務費、電話料84万2,000円は、若い世代の保護者が利用される保育園内のWi-Fi環境を整備するため、通信設置に係る費用として58万8,000円余りを計上しています。

90ページ、説明欄中段、保育園舎外壁塗装工事は、外壁木部に塗装の劣化が見られることから、保護着色塗料塗布により、施設の長寿命化を図るため、517万円を計上しています。

予算に関する資料21ページに工事概要を記載しています。

95ページをお開きください。

5目児童措置費、説明欄中段、認可外保育施設保育料助成金は、低年齢児の保育園待機児童解消及び村外の近隣市町村で就労する保護者の利便性の向上を目的として、認可外保育施設の保育料を助成する新規事業として、360万円を計上しております。

事業概要は、予算に関する資料21ページに記載しております。

続いて、4款衛生費を説明いたします。

ページが飛びますが、101ページをお開きください。

1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄中段、工事請負費、保健センター窓ガラス修繕工事は、保健センター南側1階の窓ガラスについて、経年劣化によるペアガラスの固定のズレなどから、破損の可能性があることとして、9枚の交換を見込み、324万5,000円を計上しています。

その下、保健センターエアコン設置費は、乳幼児、高齢者等の保健センターの利用の環境を整えることを目的として、1階、2階各部屋7カ所のエアコン設置及び電気設備改修を見込み、2,315万円を計上しています。

102ページをお開きください。

説明欄下段、産後ケア事業委託100万4,000円は、産後の身体的回復と心理的な安定を促す目的で、助産師が訪問し、相談、助言等を実施するほか、委託先機関で母子を受け入れて実施するデイサービス型の産後ケアにより、健やかな育児ができる体制づくりとして、前年実績により見込額を計上しております。

その下、産前産後ヘルパー事業委託44万9,000円は、産前産後の家事支援により、子育て世帯の負担軽減を目的として、前年比19万9,000円ほどの増額を見込んでおります。

その下、妊婦通院タクシー事業委託は、子育て支援の新規事業となりますが、妊産婦健診に自家用車等で通院することが難しい方に、タクシー利用料金を助成するもので、自宅から病院までの片道タクシー料金のうち、自己負担1,000円分を除く料金を助成するもので、138万9,000円を見込んでいます。

その下、備品購入費は、3歳児検診において、弱視等の視覚異常の早期発見治療につなげるための屈折検査機器スポットビジョンスクリーナー本体と専用プリンター投入のため、154万円を計上しています。

103ページ、説明欄、不妊治療費200万円は、特定不妊治療費に加えて、一般不妊治療費まで助成内容を拡充し、令和4年度より継続して実施するものです。

少し下になりますが、出産子育て応援事業費290万円は、前年度からの継続事業となりますが、妊娠期から出産子育てまで相談支援と経済的支援を一体的に実施するものです。

次に、105ページ、説明欄中段からの七色献立プロジェクトに関する予算は、黒ナンバー19番、予算に関する資料の25ページに記載する内容で、新年度における事業の概要に触れております。

継続事業につきましては、それぞれ充実を図りながら実施してまいります。

拡充事業では、106ページ、説明欄中段、健康ポイント事業受付等業務委託33万円は、事業の各種受付業務を民間企業に集約し、夜間や休日にも対応できることで、参加者の利便性向上を図ります。

また、説明欄下段、野菜摂取量測定機器借上料3万6,000円は、ベジチェックによる推定野菜摂取量を見える化することで、食生活改善に向けた取組みを進めます。

借上料は、国保会計においても一部予算を計上しております。

次に、107ページ、説明欄中段、予防接種事業費、予防接種業務委託1,819万7,000円は、主に定期接種に係る委託料になりますが、前年比607万5,000円の増額の主なものとして、予算に関する資料26ページに記載していますとおり、子宮頸がん予防ワクチンの接種について、新たに九価ワクチンの使用が認められたことから、希望される方が接種できる体制として、扶助費を含め、1,095万4,000円を計上しています。

説明欄中段、おたふく予防接種業務委託23万8,000円は、子育て支援施策の新規事業となりますが、任意接種であるおたふく風邪ワクチンの一部接種費用助成を実施いたします。

その下、説明欄下段、新型コロナウイルスワクチン接種事業費500万1,000円は、ワクチン接種に係る業務のための会計年度任用職員、看護師、一般事務の報酬等のほか、保健センターに設置するコールセンターの電話料及びLINEによる予約システムに係る費用を計上しております。

以上で、福祉課関連予算の概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 続きまして、住民課が所管いたします3款民生費から5款労働費のうち、令和5年度における特徴的な事業などを抜粋し、概要を説明いたします。

はじめに、予算書の81ページをお開きください。

また、予算に関する資料20ページからの事務事業説明書に、関係事業の一部詳細が記載されておりますので、併せてご確認いただければと思います。

3款民生費、1項、4目社会福祉医療費は、前年度から660万円ほど増額の3,290万円余りを見込んでおりますが、右側、説明欄最下段の重度心身障害者医療費は、令和4年度の実績と見込みにより、事業費全体で300万円ほど増額の1,169万円を計上するほか、先ほど条例の一部改正をご承認いただきました82ページ、説明欄上段、乳幼児等医療費について、対象年齢18歳までの拡大などを合わせ、事業費全体で1,950万円ほどの当初予算を計上しております。

続いて、83ページ、5目住民総務費、説明欄、平和祭事業費、説明欄中段の植栽物管理

委託91万円余りは、殉公碑敷地内において、防風被害を受けた樹木の剪定、伐採などの処理とメンテナンスを行うものとなっています。

続いて、98ページまでお進みください。

4款衛生費、1項、2目環境衛生費、説明欄、有害鳥獣対策費中段の鳥獣駆除備品72万円ほどは、音響を使ったシカ避け装置4基を購入し、試験的にその効果や有効範囲を検証することで、シカ被害対策の一つの選択肢としての活用が可能なものかを確認するものがあります。

併せて、令和4年度から産学官の協定を結び、実証試験中でありますクマ用忌避装置の設置場所を選定するため、調査用の暗視定点カメラ4台を購入するものとなります。

続いて、100ページをお開きください。

3目診療諸費、説明欄、診療所管理費、上段の医師住宅建設工事5,000万円は、村立診療所に勤務される医師とご家族の住環境を整える目的で、建築業者やハウスメーカー等から省エネ対策などの提案を受け、業者選定のもと、住宅設計と建設工事を一括発注する予定をしております。

次に、111ページまでお進みください。

2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、説明欄中段からのリサイクルセンター運営費中、修繕料183万円は、リサイクルセンター敷地外周のフェンスの倒れ、破損が著しいことから、一部フェンスの交換を含めた全体的な復旧修繕を実施するものであります。

また、112ページ、説明欄上段のリサイクルセンター備品25万円は、ジェットヒーター1台の更新を行うものです。

続いて、113ページ、2目墓地火葬場費、説明欄、火葬場管理費中、修繕料281万円は、火葬場の要である焼却炉内の断熱資材に劣化やひび割れの発生が認められるため、内部セラミックの全面張り替えを予定するほか、火葬場内において停電時に作動する非常灯のバッテリー劣化が複数箇所に及んでいるため、LED灯による機材一式の交換修繕を行うものであります。

また、説明欄下段の火葬場備品39万円は、火葬場内機械室で使用する暖房機1台を更新するものとなります。

以上、簡単ではありますが、住民課所管の予算につきまして、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、3款民生費、4款衛生費、5款労働費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） それでは、73ページの社会福祉員費についてお伺いをいたしたいと思います。

社会福祉員報酬12名分、そして出ておりますこの金額、毎年ここしばらくこの金額をちょっと見ていましたら、ほとんど変わりのない金額が出ております。

報酬費という名目でありますけれども、これは多分私の認識では、民生児童委員に代わる社会福祉員としての報酬費かと思います。

12名分ですから。

その民生児童委員、非常勤の地方公務員の無報酬という形になっておりますから、報酬費が出ない代わりに、社会福祉員としての報酬として充てるふうに昔から私認識をしておりましたが、この10年以上、この金額同じなわけなのですけども、何かこれについての道なり国からの何か問題があるのか、ちょっと1点、まず最初にお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） 民生児童委員の報酬についてですけれども、今、中西議員からお話ありましたとおり、本来は民生委員ということでは無報酬ですけれども、地域における役割は非常に重要だということで、業務内容も考慮し、社会福祉員の名称で報酬を出しているところです。

ただ、こちらの金額につきましては、国や道から特に指示が出ているわけではありませんので、金額は10年以上変更ないということではありますが、当面はこの金額でいきたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 2番中西議員。

○2番（中西千尋君） わかりました。

この金額が変わらないということでもありますけれども、社会福祉員、民生委員、非常に重要なポストでもあります。

昨年の末で任期が終わって、新しい方々に引き継がれておる12人かと思えますし、新聞報道等を見ますと、この民生委員になられる方、帯広市では欠員が相当数が出ており、そういう状況でもありまして、非常に役務としての重要性はあるけれども、なかなかその任に当たれる方がおられないということもあります。

10年以上この金額、12名でこの金額、1名当たりにすると、本当に1名分の年額ですから非常に少ない、10万円に満たない金額かと思えますけれども、こういうものに対しての増額は今まで10年以上ないはずですから、今後もこの金額は据え置きという形で押さえてよろしいのかお聞きします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、担当の課長補佐から説明がありましたとおり、民生委員については、基本的にはボランティアで、必要な経費が協議会等から支出されているという部分なのだろうというふうに記憶しています。

ただ、民生委員さん、どこでもそうなのかもしれませんが、いろんな面で村の福祉に関して助言等をいただくポスト、役職だろうというふうに思います。

そのことがあるので、社会福祉員として、うちの村としては報酬に予算を計上して、年額9万3,000円ほどですけれども、その分、報酬としてお支払いするという形を取っています。

これ確か町村によっては、民生委員の協議会の方で直接お金を受けて、つまり補助金として受けて、そこからの支出というのもありますから、その辺の取扱いどういうふうに変わっているかというのは調査する必要はあるかなとは思いますが、今の段階では、この報酬額の改定について、その調査をやった結果でなければ、なかなか見直し等するにはちょっと難しい部分もあると思いますので、そういった部分、他町村の協議会としての受け方だとか、その辺の額も調査してみて、その結果として、今の報酬額がどうかということは判断すべきかなというふうに思うところであります。

○議長（中井康雄君） 2番中西議員。

○2番（中西千尋君） わかりました。

今、副村長が言われたとおり、多分私は10年ぐらい前からですけども、うちの村の民生委員会としては、会計を持っていない。

他町村で大きなところは、会自体が会計を持っていて、補助金としていただいたものを分配したりとかいろんな状況があります。

10年近く前でも、10万円以上を年額いただいているところから、ぎりぎりうちと同じ

ぐらいな、10年以上も変わっていませんから、この金額。

そういうのは認識はしておりますけども、もし、今おっしゃられたように、無報酬の非常勤地方公務員という最初にそういう項目が付いていますから、なかなか大変なところではありますけれども、ご認識をいただいたように、村の福祉に関わる高齢者、また、児童まで含めて、福祉に関わっていただく社会福祉員としての民生委員に対しての報酬費、お考えをいただければと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点か伺いたいというふうに思います。

まず、74ページの下の方、説明欄の下段の方です。

先ほど来、論議しております十勝エアポーツスパそらの使用料の関係です。

基本的には、中札内も温泉がないということで、村としても誘致したというのかな、それが基本となって、くるくる号で案内したりということ、あるいはまた、クラウドファンディングで制度を利用した企業誘致もやってきたと、そういうことなのですが、資料を見ると、更別と同じように年12回ということで、言ってみれば月1回ですね。

非常にこの制度、ここで助成をするということは非常にありがたいのですが、助成をするとしたら、もっと回数を増やすべきでないのかなというふうに、私は感じます。

それと、ちょっと料金の助成の関係ですが、2月1日から1冊3,000円であったものが、1冊8,000円にアップしたのですね。

1冊買わない人については、1回1,000円という、こんなことが現行制度なのです。

それで、そこら辺、補助率、何かの資料見ましたが、2分の1ということで300円ということで助成しますよということで、その辺どういうふうに理解すればいいのか教えていただきたいというふうに思います。

それと、75ページの説明欄の上段、先ほどの説明ありました恵津美ハイツ改修事業補助金ですが、再度、改修内容について、知らせてほしいのと、あと、恐らく補助率も2分の1だとか3分の1だとかって規則的なものが昔つくったものがあると思いますけども、そこら辺との関わり合いがどういうふうに整理されているのか。

さらに、下段の恵津美ハイツベッド更新補助ということで25台を更新するということなのかな。

そういうことなのですが、ベッド全体で何十台あるのか。

あるいはまた、先ほども言いました一定のルールของ補助率については、どういうものを提供したのかと。

ここら辺について、まずお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、私の方から、十勝エアポーツスパそらの利用の関係について、お答えしたいと思います。

まず、回数の12回というところですが、もう少し回数があったらということで、お話だったかと思いますが、一応既存、今更別、年間12回利用できるというふうになっておりまして、それに合わせて、年間12回というところでスタートしてはどうかというところで回数は設定をさせていただきました。

ただ、お一人の方が更別も利用して12回、さらにスパの方も利用したいということで、両方とも利用はできるようになりますので、合計24回ということで、その辺はご理解いた

だきたいなというふうに思います。

あと、利用料金の関係ですが、300円ということで、1回、入浴料ということで設定をさせていただきました。

これはエアポーツパさんのお話の中で、この利用については対象者を限られた福祉的な利用ということでご協力をいただくような、福祉的な、対象者を絞って、これは高齢者の方ですとか、障害をお持ちの方ですとか、対象者が利用できる方限られる形になっておりますので、そういう福祉的な利用ということで金額を設定させていただいたということになっております。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） 2点目の恵津美ハイツ改修事業補助金についてなのですが、内容としましては、ナースコールの更新ということになっております。

現在は有線のものを使っておりますけれども、Wi-Fi環境が整備されていることによって、呼び出しのときに手元の端末において、入居者と会話ができたり映像確認もできるということで、介護員同士も連絡を取り合うことができる、様々な点でメリットが大きいということで、こちらの方、業務改善につながるということでの改修になっております。

あと、補助率についてですけれども、こちらの方は、総体の3分の1を村から補助することによって協議しております。

続きまして、ベッドの更新についてです。

こちらは、恵津美ハイツ全体で50台のベッドがあります。

その半数の25台はすでに令和3年度に更新をしております、今回は残りの25台の更新ということになっております。

こちらの方の補助率も、村の方からは3分の1ということで設定しております。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そらの関係ですけども、更別と同じ回数と、こういうことなのですが、自分が思うには、やっぱり更別は更別として非常に良いと思うのですが、やっぱり地元に温泉ができたということで、多くの人が期待をしているのですね。

よりまして、更別も12回だから、単純的に中札内も12回だと。

更別と合わせて24回というのはあまりにも、そこら辺機械的な回数であって、やっぱり地元の、高齢者も結構増えてきておりますし、先ほど来、議論あるように、福祉バスも回して、大いに高齢者については、そこへ行ってほしいというこんな奨励をしているわけですから、令和5年度からまた改定をするというわけにはいかないものですから、将来的に、やっぱり倍増とか3倍増というところまで、高齢者を大事にしていくというのかな、そんな感覚が私は必要でないかというふうに思いますので、ぜひ、次年度以降にその辺の考えを持ってほしいなというふうに思います。

それとあと料金の関係ですけども、福祉的に300円ということで、そらの方と連絡調整できたというのは、もっと、先ほど言いましたように、根拠というのかな、補助率2分の1ですから、一般の人、65歳以上の人は、1冊8,000円のやつについては、1冊6,000円の2分の1の300円にするのかということと、その辺ちょっとわからないものですから、もう一度お答えをいただきたいなというふうに思います。

それと、恵津美ハイツのナースコール更新ということなのですが、これは各ベッドに付いている、いわゆる入院したらボタンを押して誰かを呼ぶという、そういうコールということでもいいのか。

その辺、お願いいたします。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） 私の方からは、ナースコールの関係でお答えいたします。

今お話ありましたように、各ベッドに付いているコールということと、あと、お手洗いですとかお風呂にも付いているかと思しますので、そのようなナースコールをイメージしていただければと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 入浴回数につきましては、来年度実施していくことになりますけれども、実際今更別の温泉の利用の方も少しずつ回数だとか利用される方が少なくなってきたような状況もありますので、そこら辺も考慮しながら、またどういう形がいいのかというのは考えていきたいなというふうに思います。

それと、利用料金、入浴料の料金ですけれども、1回600円の金額のうちの300円の負担で入浴ができるということです、12回分ですので、利用券購入いただく場合には300円掛ける12回分の金額をお支払いいただくということになります。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 入浴料金の関係ですけども、先ほど申し上げたとおり、現在は1回だけ入る、1枚だけ買うという場合は1回1,000円なのですね、一般の人。

それから、1冊買うためには8,000円かかるということなのですか。

よって、早い話、65歳以上の人については、今、600円ということだから、1冊買って補助を受けない人も1冊6,000円で買えるということになるのか。

その辺がちょっと話見えないものですから、補助率2分の1で600円ということなので、はたしてその辺どういうふうにそらと話し合いができていいのかということをお教えしてほしいなという思いです。

それと、回数増については、令和5年度についてはすでに案できていますから、このままいくより仕方がないと思うのですが、課長言うように、一般的に考えると、いろいろ誘致をし、バスも走らせて大いにお年寄りに入ってくれという割には、月1回ではこれ何の制度よということになりますので、せめて2倍、3倍増なことを、回数的に考えてやるのが、心ある行政でないのかなという気はしますので、改めて要望したいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） わかりにくい説明で大変申し訳ありません。

一般の方とは全く別になります。

一般の方は、先ほどおっしゃっているように、8,000円ですとか1回1,000円とかということですけども、福祉的な利用ということで、600円掛ける12回分の7,200円、その2分の1を村が補助するような形になります。

なので、一般の方とは全く別で、この福祉的利用では、スパはそうのように利用していただくという形になります。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 課長の言うこともわかるのだけれども、手っ取り早い話、そうすると、65歳以上の年間12回という人は、いわゆる300円で入浴できるということになるのですね。

その補助を利用しないで、65歳以上の人は、それは一般の人と同じように8,000円、1回1,000円ということなのか、あるいはまた、そらとの福祉的な協議の中で、この補助がないとしても、村内の人だから1冊6,000円に入れることに協議しているのか。

その辺がちょっと話見えないものですから、ちょっとしつこいのですが、お聞きして
いるところです。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） あくまでも年間12回分が該当になります。

なので12回以上行かれる方については、65歳の方であっても一般的な料金、8,000
円なり1回1,000円なりということをご負担いただくような形になります。

12回までは福祉的利用ということで助成対象になるということです。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 予算書の100ページなのですが、医師住宅建設工事5,000
万円ということでございます。

黒ナンバー19、22ページの方にいろいろと事業内容について書かれてあるのですけ
ども、ここに書かれていないこと。

それで、以前、若干説明を受けたことで聞いていないことについてお伺いをしたいと思
います。

それは、一つには、これプロポーザル方式で設計全部おやりになられるということですか
ら、それはそれで大変結構なことだと思います。

ただ、問題は、耐震設計を考えていらっしゃるのか。

あるいは木造での建築なのか。

あるいはRCなのか。

あるいはその両方を見られているのか。

と申しますのは、やはり中札内診療所の医師ということで、私ども今後の先生のご活躍も
ご期待申し上げるところでありますけれども、そういう意味で住民に寄り添っていただ
ける医師ということで、この住宅がそういう設計になっているのかどうか。

そういうものを目指しているのかどうか。

それともう一つは、一般的に考えれば、今で言うと5,000万円というのは金額だけ見
ますと妥当な金額なのかというのが多くの村民が、まず金額に目を向けると思います。

そうなりますと、今のご時世の中で妥当な金額なのか。

将来に向けて建設するにあたり、プロポーザルでいかに得ないのしょうけれども、
その経過の中で、これ以上の金額になった場合はどういうふうにされるのか。

そのような点を含めて、お話をお伺いしたいなと思います。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） ただいまのご質問でありますけれども、今のところ想定して
おりますのは、1戸建ての木造建築の2階建てです。

実際、村の方の公営住宅の方入っていただいておりますけれども、行政区の方に入ってい
だきたいというちょっと希望もありまして、あと、向こうからやはりお医者さんが地域に定
住する形取っていただきたいという要望を受けまして、医師住宅を改めて整備したいとい
うふうに思っています。

プロポーザル方式、一応想定をしておりますけれども、この取り進めにあたっては、事前に
金額はもう予算書に出てしまっておりますので、いずれにしても参加されるという希望の
ある業者さんはこの金額を見ることになるという想定はしております。

なので、この金額を受けた中でどういう造りをしていただくというのを、業者さんとかハ
ウスメーカーさんの方に考えていただいて、村の方に提案をいただく。

なので、これより金額が上回る、ちょっと今のご時世なので、数箇月後の読みまでできませんけども、一応この金額の範囲ですべてを完了させたいということで予算化させていただいております。

○議長（中井康雄君） 6番船田議員。

○6番（船田幸一君） どうもありがとうございます。

今後の流れ、推移の中で、いろいろと先生のご要望もおありでしょうし、先生にも長く中札内に住んでいただいて、私たち村民に対して貢献できる医療体制を構築していただけるものと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） それでは、105ページの七色献立プロジェクトに関するもので、健康ポイント事業についてお伺いいたします。

七色献立プロジェクト、約1,100万円の予算が出ておりまして、そのうちの七色献立ポイント事業景品310万円、この金額は住民の方々がポイントで獲得した金額なのかな、いただける金額というのですか、かなと思っておりますが、そこはちょっと確認したいのと、あと、ポイント事業ですけれども、ポイントに参加している人たちはどうやってそのポイントを獲得しているかということで、主に皆さん活動量計ですね、あと健康セミナーなど、それから、送信しただけでもらえるとか。

健康診断に行ったり、血圧測定など。

こうやってポイントを貯めることができておりますが、活動量計では、外を、これ去年もちょっと質問したのですけれども、積極的に外へ出たり歩ける人は、そのポイントを貯めて商品券もらっているのですね。

要するにお金をもらっている。

でも、歩きたくても歩けない人はもらっていないのですよ。

参加できていないので。

あと、まる元教室なども、元気な方々は、まる元教室はポイントは入らないのでしょうか。

そこちょっとわからないのですけど、そういうふうに歩ける人はポイントもらって商品券ただけて。

何かそういうふうにと考えると、何か健康格差だなんて。

それをちょっと住民の方々言っている人がいましたので、今この場所で言っております。

歩けない方というのは、介護認定を受けている人、やっぱり1とか2、軽度ですけれども、家の中は歩けるけれど、外までは自信ないって。

そういう人たちがどんどんこれからも増えてくると思いますが、そういった歩きたくても歩けない、ポイントももらえない、そういった方々に対応するような対策というのでしょうか、そういう方にも目を向ける必要が今後あると思いますけれども、そういった方々に対する対応の何か考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 長井福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（長井千鶴君） 七色献立プロジェクトの報償費についてです。

まず1点目のご質問にありました事業景品の方ですが、こちらはポイントを交換した場合の商品券の金額と、寄附申請した場合の金額両方を含めております。

続いて2点目ですが、ポイントで付与の獲得についてなのですが、付与状況としましては、友人知人家族紹介ポイント、それから健康診断、がん検診受診ポイント、それから保健グル

ープで実施しております健康事業の参加ポイント。

また、連携しておりますほかの部署で実施しておりますタイアップ事業の参加ポイント。

そのほか、村内の運動施設利用ポイントですとか、まる元の参加につきましてもポイント対象としております。

そのほか、アンケートについてご協力いただいた方にもポイントを付与しております。

ご質問にありましたとおり、歩くことができる方ほど確かにポイントの方は蓄積されていくものではありませんが、それ以外で活動があまりできない方につきましても、ほかの事業に参加することでポイント付与はできるように、試行錯誤で研究しながら制度設計はしているところです。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） そういった方々への対策というのは、今は考えられていないということですね。

その部分は聞いていらっしやらなかったの。

まる元教室も3種類できたといって、コース3種類できて、それは本当にいいことだなと思いますけども、まるもと教室にも行く自信がない。

それについて自信もないっていう人。

まる元教室、ポイントはあるのでしょうかね。

そこはちょっとわからないのですが、あるなしにかかわらず、そういった介護認定受ける、もうそろそろ1、2ぐらいの方々が何か村でできるものがあったら、ぜひ考えていただきたいなって思って質問しましたけれど。

○議長（中井康雄君） 長井福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（長井千鶴君） 健康ポイント事業のポイント付与につきましては、歩ける方以外の方でも、どの年代の方でも楽しんで参加いただくような仕組みを構築、今までもしておりますし、今後もそのような仕組みを継続していくように考えております。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） あまり回答にはならなかった、解決案にはならなかったようです。

介護カフェというのをちょっと前回福祉課に聞きに行って、私もそこに参加させてもらったのですが、そこにはすごいやっぱりそういう方々が来て、介護している人がそこいらんな大変さを話すことで、なんかスッキリして、また家で介護をしようとか、ご夫婦の元気な方の方々が来て。

その介護カフェに両方の夫婦来てもいいし、すごくいい取り組みだなって今考えました。

行ってみて。

なので、ぜひその介護カフェが充実して、そこで食生活の栄養が大事だよっていう話したり、軽い運動、座っててもいいのでできるような、ゆる元教室というのが社協でやっているのですが、その私もボランティアやっていますけれども、座ってできる手とか足とか動かして。

それはふれあいサロンでいろんなところで、今ボランティアさんがやっているのですが、そういうようなものもありますので、そういった方も考えていただきたいなって思っています。

それと、今ポイントの話ですけども、ずっと5年以上もそのポイント制度というのを今やっていて、これもポイント、ポイントでもう、それに積極的に参加したい方はいいですけど、もう何か疲れてくるねって、もう止めてほしいなっていうの、実際そういう声も上がっているのですよね。

見直してもらいたいという。

それで、例えばですけど、一人ひとりの努力目標、毎日5,000歩を目標にしているけども、年間トータルで何ポイントという目標を設定し、昨年より年間ポイント数が増えれば、そこで商品券がもらえとか、個人目標でもいいのではないかっていうところも声がありました。

もう一つは、ポイントの寄附、チャレンジコースで5,000ポイント過ぎた方が、超過分ということで小中学校へ寄附することになっていて、今年中札内小学校、1周した、上札内と中中と1周したということで、来年度はどのようにされているのか。

また、本当に小学校に寄附することがいいのかな。

本当に学校側はそういった寄附をととても楽しみにしているのかなって思っております。

その寄附を、例えば、給食費に充ててはどうかという住民の方がいまして、食材も高騰しておりますので、みんなが一生懸命歩いたやつを、給食費でしたら本当に必要だと思いますので、そういうふうに充ててはどうかという考えが上がっております。

その部分はどうか、ちょっと意見を聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 長井福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（長井千鶴君） 寄附の仕組みにつきましてですが、来年度につきましては、中札内中学校を寄附先として考えております。

寄附の仕組みの目的なのですが、この事業は健康に関心の方に、楽しみながら歩くことを中心とした健康づくりを継続して習慣化していただくことを目的にしております。

特に20代から50代の働く世代の方は健康づくりにあまり関心を持たないそうで、従来の健康施策や情報発信の方法では、幅広い年代に対応ができませんでした。

このことから、寄附の仕組みを構築することで、小学校中学校の保護者の方ですとか、あと教員の方が中心となって参加をしていただく動機付けになっているかと思っております。

このことで、この事業の参加の平均年齢は50代ぐらいが一番多く、40代から50代が最も多く、今年度につきましても、働く世代の方が参加されているという良い効果が出ております。

すいません、ご質問から少し離れてしまったかもしれないのですが、寄附の仕組みについては、次年度はそうように考えております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 寄附先の話で、給食費の負担に充ててはどうかというお話がありました。

基本的にこれまでも説明させていただいていますように、原料分の上昇分については、村がすべて負担するというので、子どもたち、児童生徒への給食費の負担は、従前と、値段は上がっていても、現実的に上がっていたとしても、その分は従前通りということで村が負担することにしています。

ただ、今健康ポイントの寄附分を給食費にというお話がありましたけど、お金を充てるという点では、不可能でありませんが、現実的にそのとき、寄附額というのは固定していないわけで、その寄附額が増減する分に対応するように給食費の設定をするというのはいかがなものかなと。

それよりも、今、学校、3校とも寄附が終わって、次、もう一回りのところに入るので、ある程度、そのものを寄附した財源を使って、予算の中では処理ができなかったようなものに充ててもらおうというやり方の方が、今ある給食費に充てることでその負担を減らすという、負担がその歳の寄附額によって代わるというような、そういうようなことではやっ

ばりまずいと思いますので、今のところやっぱりそういった給食費に充てるとするのは、現実的ではないのかなと。

単純に財源として充てて、給食費自体の値段を今よりも減らすという措置は可能なのかもしれませんけど、それを新たな持ち出し財源が、もしかしたら必要になるかもしれない。

給食費のその単価の設定によっては。

今のところは、その給食費等に充てるという考え方は、村としては持っていないということでございます。

ご意見としては、そういった考え方もあるよねということはお受けをしたいというふうに思いますが。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 副村長の理解できました。

ただ、ポイントといっても、これは村のお金が出ているわけですから。

今年は中小に幾らいったかわかりませんが、去年の上小には75万円ほどでしょうか。

それで何か子どもたちが喜ぶものを買ったというのを広報に出ていましたけれども、本当にそれが、お金もらったから何を買おうかではなく、本当に必要なものが、学校には大変失礼かもしれませんが、それをあてに、買えなかった、本当にほしかったものが買おうとしているのか。

いただいたから何か買おうかって、そういうレベルでしたら、本当に必要なところにあげたいという思いがありましたので、そういった給食費ということで私は提案しました。

○議長（中井康雄君） ご意見として伺いしたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

申し訳ございません。

では、休憩をしたいと思います。

3時40分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時37分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、ほかに質疑ございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは何点か伺いいたします。

まず80ページの社会福祉費、南十勝子ども発達支援センター負担金の1,073万5,000円ですけれども、先ほど、説明聞いておりましたら、職員2名増のためにアップというような説明があったと思うのですが、以前何か説明を受けたときに、忠類村さんが抜けるから、その分が増えるようなことも聞いたような記憶があるのですが、それはどうなのかということをもまず1点伺いいたします。

次に、98ページの有害鳥獣対策費ですけれども、今回、報告の中でキツネの駆虫薬の関係で、今回、抗原陽性率が27.4%と上昇、また、虫卵検出が11体と、ちょっと今まではかなり減っていたのですけれども、今回急にガクンと上がりました。

また再度調査した結果は下がってはいたのですけれども、この原因がなかなか明らかに

なっていないということで、これ、どのようにこの陽性率やら調べているのかわかりませんが、ある程度キツネを獲ってきたやつを検体を調べているのかどうかわかりませんが、その調査の範囲によって、ちょっと差が出るのかどうか。

もし、もう少し何かそういった原因がわかりましたらお知らせいただきたいと思います。

あと、もう一つは、アライグマの捕獲も増えてきているというような報告もありましたけれども、令和4年度においてはどのぐらいの捕獲数があったのか。

また、もし、今後増えているのであれば、今後の対応策ですか、何か考えていることがあるのであれば説明をいただきたいと思います。

あと、今回、備品の購入で鹿ソニックを4台、あと暗視カメラ等も備品で購入されるみたいですが、くまドンだかという装置はまあまあ効果もあるのかなとは思いますが、この鹿ソニックの効果等についてはどうなのか。

その点をお知らせいただきたいと思います。

あと、もう1点は、診療所費のところ、先ほど船田議員も質問しておられましたけれども、医師住宅ですね、これについてですけれども、設計と建設工事等一括発注ということで進められるみたいでございまして、これに関して、医師の院長の要望等も幾らかは取り入れての設計となるのかどうか。

その辺もお聞きしたいのと、あと、隣村さんの院長あたりも、やはり村の方でそういった住宅等を建設されたのかどうか。

その辺をお聞きしたいと思います。

あと、診療所の関係で、以前、老人会との意見交換会の中で、土足のまま診療所に入れるようにはならないかということで意見が出て、執行者側の方にもそういった意見書を出させていただいたのですが、なかなか土足への改良というのは難しいというような返答が書かれていたと思うのですが、その辺、どの辺が難しいのかについて、ちょっと説明をいただければと思います。

以上、お願いします。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） 南十勝発達支援センターの負担金が増額した件についてです。

こちらの方は、指導員正職員が6名から8名、2名増加したということで、人件費の分が増額になっております。

それから、忠類地域が南十勝の広域から脱退する件ということにつきましては、先の話でありますので、令和5年度の予算には特に影響しておりません。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） まずはじめに、エキノコックス対策の関係だったと思います。

令和4年度において、陽性の比率が上がったというご説明をさせていただきましたけれども、これはちょっと委託先の方においても異例のことであって、どういった原因かというのを突き止めるために、さらにもう1年、同じ形で延長させていただくという方式取っています。

説明の中にもありましたとおり、委託先のご配慮で、追加の調査というのを今年度やっていただいて、その結果がゼロに結びついたということだけです。

なので、ちょっとキツネの動き等々もあるのですが、どうやら聞く限りでは、子離れというか、親と一緒にいるのが離れるタイミングが秋のようなのです。

秋ごろの時期に離れるということがあるので、そうなったら、うちの村だけではありませ

ん。

隣の市町村というのもあるので、そこから入ってきているキツネ自体がちょっと持っていたあれかなということも、ちょっと確定ではないのではっきり言えませんが、いろいろちょっと原因考えられることがあるということで、次年度においても同じ形で調査をさせていただきますということです。

どういった検体で調べているかというご質問だったかと思うのですが、これは駆虫薬を撒いた路線に沿って、キツネが糞をしたのを一つずつ採取して、その中を分析して、陽性か陰性かという判断をするものです。

検体を拾う範囲も、一応全村に渡って、市街地は特に除いておりますけども、農村部の主要な道路、縦横線、すべて網羅しているわけではありませんが、大体半分から3分の1ぐらいの路線でしょうか。

そういうところ対象にしております。

あと、令和4年度のアライグマの関係です。

令和4年度においては、捕獲数としては13頭捕まえています。

去年は3頭でしたので、かなりの量を捕まえたことになっております。

こちらの方も対策があれば、村の方の考えがあればということでご質問いただきました。

今のところ、檻を仕掛けて、中に餌を入れた檻を仕掛ける方法しかちょっと見つかっておりませんが、後で答弁させていただく鹿ソニックだとか、くまドンだとか、そういうような機器、その効果を見て、ちょっとアライグマの関係はどうだっという投げ掛けはまだ村の方からさせていただいたことはないのですが、こういった部分で使うことができないのかなというののもちょっと将来的には考えていけるのかなというふうに思っています。

ただ、アライグマもその場所から離れてまた違うところに行くというのを、イタチごっこの繰り返しになるかと思いますので、アライグマに関しては、今の方法で1頭ずつ捕獲するのがまずは有効なのかなということだと思います。

この後、十勝管内でもアライグマの対策会議もありますので、そこら辺の情報を吸い上げて、村の方で対応できることがあれば進めていきたいなというふうに思っています。

続いて鹿ソニックの関係。

一応こちら、産学官協定結んだというご説明をさせていただきましたが、鹿ソニック自体の効果はかなりあるというふうに聞いています。

本州地区などでは、高速道路の脇にこれを並べて数台設置して、高速道路内にシカが入らないようにする取組みだとか、そういった事例もあるそうで、成功に結びついて商品化されているという話で聞いております。

この効果自体を実際村の職員だとか目にしたことがないため、一度村の方で4台、数量的には少ないのですが、この4台を購入させていただいて、一定の被害を受けそうな、受けそうと言ったらいいのでしょうか、農家さんの圃場の脇に設置して、どれくらいの範囲に効果があるか、どういう間隔で並べると効果的なものかという検証を、令和5年度において実施したいなというふうに思っています。

最後になります。

医師住宅の関係です。

診療所の医師の要望等は取り入れて、住宅建設に結びつけるかというご質問でしたね。

ご要望は、一応初期の段階で村の方でこういった形で翌年度進めたいと考えていますという話だけは今のところさせていただいて、今、お医者さんの方からは、部屋の数はいくらいいというところまではいただいています。

ただ、細かな話になってくると、建築業者が絡んできますので、それが決まった後に細かな調整を図っていく。

そっちの方が段取りとしてはよろしいかなというふうに、今のところ判断しております。

あと、診療所の土足でそのまま入るっていう話でした。

こちらの方、老人クラブさんの方からご意見いただいて、村の方で一度ご回答させていただいておりますけども、中札内診療所、帯広のような大病院でもありませんし、どちらかというと、内科と小児科、これが主担当の科目ですので、全員が全員ではありませんけども、小さいお子さんですと、地べたに転がるということも想定できますので、衛生面からも今の現状の形、スリッパに履き替えていただく形が一番よろしいかなというふうに判断しております。

実際、総合的な病院では、バン切り清掃員が動いて、土だとか靴に付いてきた埃だとかというのを清掃しているのを目にかけますので、うちの診療所の規模でそういった人員を就けるのもちょっと効率的にあまりよろしくないかなというふうに思っています。

なので、現状の形を当面の間考えていきたいな。

これは絶対やらないというわけではありません。

もともとが土足で入るタイプでつくった診療所ではありませんので、これは後々、建て替えだとか大規模改修あった際に考えていく内容かなというふうには、今のところ考えているところです。

隣の自治体の医師住宅がちょっと抜けておりました。

話的には直接的に、どういった具合で建てたかというのは聞いたことがないのですが、全面的に自治体が全額負担して建てたのではないというふうには思っています。

なので、お医者さん個人がそこに骨を埋めると言ったらいいのでしょうか、将来的にそこにずっと住み続けるという思いで個人で建てられたのか、村の方でいらっしゃることなので、幾らかの負担しているのかわかりませんが、ただ、中札内村と違うのが、中札内村については指定管理ということでやっていますので、お医者さんは将来的にずっと固定した形にはならないと思っています。

更別村は一方で、委託を受けて医師を派遣しているだけ。

そういった形態なので、多分ではありますが、お医者さんが自分で自分が好きな住宅を建築したのではなかろうかというふうに考えます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） まず1点目の南十勝子ども発達支援センターですけども、忠類さんが抜けるというのはまだこれから先の話だということでもわかりました。

ちょっと私勘違いして、今年からだったかなというふうに思ったものですからお聞きしました。

ただ、この先になるのかもしれませんが、なぜ忠類さんが今ごろになって抜けると言い出したのかな。

多分合併して幕別さんの方に入ってから仕方がないのかもしれませんが、地理的な面からいっても、今までの大樹さんに通う方が、多分、住民の方は便利なのかなというふうには思うのですが、それぞれ町の都合もあるので仕方がないのかなと思いますけれども、ちょっとなぜ今になってからなのかなという疑問もあります。

あと、駆虫薬の件ですけども、なかなかはっきりとした原因はわからないということで、ちょっと近隣からの関係もあるのかどうかわかりませんが、ここ何年か見えていますと、管内の中でも、この駆虫薬を使用する町が、帯広市もどうだったか忘れましたが、

徐々に増えてはきているのかなというふうに思いますけれども、この中札内村の近隣の市と町と村ですか、ありますけれども、その辺の動きがどうなっているのかなということを1点お伺いいたします。

あと、アライグマについては、やっぱりかなり捕獲数が増えてきているなというふうに、先ほどの数字を聞いて驚いております。

今のところ檻での捕獲というのが主体だと思いますけれども、この檻を今現在何台ぐらい使ったの捕獲をされているのかということと、当面はこの檻での捕獲ということになるかなと思いますけれども、今、昨年捕獲された場所というのかな、その辺がどういうところが多いのか。

そういった報告がされていると思うのですけれども、どういったところで捕獲数が多く獲られているのかというのを、再度お聞きします。

あと、鹿ソニックについては、結構効果もあるということでございますので、貸出も何台かするというふうに書いていますので、そういった農村部の方々にも貸し出して、ちょっと効果を確かめてみた方がいいと思いますけれども、この貸出期間というのはどのぐらい考えておられるのかということと、多分、今中島の方も大体札内川沿いの崖の上に沿って、もう大分前から電牧をずっと這わせているのですけれども、やはり最近またどこか隙間を見つけて、川から上がってくる頭数がやっぱり徐々に増えてきていますので、何かやっぱり違う対策も必要かなというふうには思っております。

あと、診療所の土足の件ですけれども、やっぱりちょっと衛生面的に問題があるのではないのかということで、今すぐ土足での出入りは難しいということでございました。

ただやっぱり、老人会からも出たように、段々高齢化率も上がって、確かに年配の方々、あそこでスリッパに履き替えるというのは結構な負担になると思います。

大改修のときあたりに、また考えたいというような答弁でしたけれども、それもあり先になると思いますので、やはりもう少し前向きに考えていってもよろしいのではないのかな。

今、確かに泥付いて上がってくる場合もございますけれども、今、昔と違ってそんなに靴に泥を付けて入ってくる人も少ないのではないのかなと。

ある程度入り口にマットやらブラシ等があれば、そこそこの処理はできるのではないのかなというふうに思いますので、やっぱり皆さんが、高齢の方も使いやすい施設にしていればなというふうに思いますので、もう少し前向きに考えていただければと思います。

あと、医師住宅ですけれども、ちょっと更別さんの方は、あまりはっきりわからないのかもしれないかもしれませんが、うちの中札内の前の院長が、あそこの住宅も、あれは村が建てた住宅ですね。

そういった例もあるので、うちの場合はこれからまだ何十年も住んでいただくことになると思いますので、いいのかなというふうには思いますけれども、今の医院長も、多分子どもさんもいらっしゃると思いますので、また設計図ができたときあたりでも、やっぱりある程度医師の要望も取り入れた住宅を建てられてもよろしいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） まず、エキノコックス対策です。

近隣の自治体で始めたところというご質問だったかと思いますが、十勝管内では、先行してやられているのが鹿追町、それから、後を追って始めたのが中札内村、帯広市でやっているのは、集中的に緑ヶ丘の公園だけだったかなというふうに思っています。

その後、今年度から始めたのが音更町です。

音更町も、どちらかというとし街地周辺囲う形でこれをやっているという話を聞いています。

なので、農村部の路線にこの事業を充ててという形ではないというふうに聞いております。

あと2つぐらい、次年度で検討しているという話までは聞いております。

これが実際、うちと同じように、新年度予算通っているかどうかということがわかりませんので、今のところはお答えちょっとさせていただかない方がいいのかなというふうに思います。

続きまして、アライグマの関係です。

ちょっと檻の配置場所に関しては、随時移動しているということもありまして、全部の数がどこで獲ったという報告、ちょっと今資料もなくて、この場ではちょっと申し上げられません。

ただ、檻の台数としては、全体で12基所有しています。

続きまして、鹿ソニックの農家さんへの貸出期間の設定についてご質問あったかとおもいます。

ちょっとこれ、まだ今のところ、導入を考えているだけで、細かな期間の設定だとか、どこに設置するだとかというのは、実際に年度入ってからの話になるのかなと思っています。

シカ自体、いつ来るものかわからないこともあって、ちょっと期間を1カ月で止めますよというものにはならないのかなというふうに、逆に考えているところです。

続きまして、診療所の関係です。

土足からスリッパに履き替えるという話です。

基本的には、先ほど申し上げましたとおり、現状の形では、スリッパを無くするというふうに移行する考えはございません。

過去のように、長靴に泥を付けて施設内入ってくるという人がやっぱり減ってはいるのは実感しておりますけども、この役場庁舎も見ていただいたらわかると思うのですが、玄関先、結構小石というか、砂を付けて入ってきている現状あります。

こういったものをやっぱり、常に清掃していくというところの人件費だとか、非効率な部分があるのかなというふうに思っていますので、ちょっと当面の間は現状の形を維持していきたいなというふうに思っています。

最後になります。

医師住宅の関係です。

細かな話については、先ほど申し上げましたとおり、村の方でお願いする業者が決まったら、聞き取り等意見交換して、できる限りは取り入れていきたいなと思っています。

ただ、やはり金額的、面積的な制限ある中ですので、100%それが通らないかもしれませんが、前段に説明だけはさせていただいておりますので、そこだけご理解いただけているのかなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 1点だけ再度お伺いいたします。

アライグマの檻の設置ですけども、これは各農家さんあたりにお任せをして設置しているのか。

それとも猟友会の方あたりが、どこか調べて設置されているのか。

その点はいかがなものなのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 檻の所有自体が村の方の猟友会といいますか、鳥獣を関係する協議会で所有している檻になります。

なので、農家さんからご相談等を受けて、猟友会のメンバーが持って行って仕掛けているという流れになろうかなというふうに。

ただ、猟友会の方もかなりの年数、そこに置きっぱなしという実態もあるみたいなので、希望に応じて、貸出すとといいますか、中に入ったときは当然、農家さんからご連絡いただいて処理をするということをやっていますので、一応、ご希望というか、いるから仕掛けてほしいという希望を聞いて設置するという形を取っています。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） ある程度猟友会さんと農家さんで話し合われて設置ということでございますけれども、以前、講習会等で聞いた中の話では、やはり酪農家さんあたりの寝藁のある倉庫やら餌の場所ですか、そういったところでの棲家が多いというようなことも聞いたことございますので、檻も12基ほどあるということであれば、そういった畜産関係の方のところへの設置あたりでももう少し試みていってもよろしいのではないのかな。

多分、もっと設置すれば、さらに頭数も捕れるのかもしれませんが、今、管内でもかなりどこも増えてきているような現状だということでございますので、本当に大きく繁殖する前に、やっぱりちょっとなるべく増えないような状態で確保していった方がよろしいのではないかなと思いますので、再度、また設置場所等も考えていただければと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見として伺いしたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、2、3点お聞きをいたします。

77ページの説明欄の中段です。

高齢者等通院タクシー交通費、前年度4万5,000円から180万円ほど、かなり増やしたと、こういうことで、利用が少ないとして、補助率をアップしたということで、これから高齢者社会どんどん高齢者増えていくわけです。

さらにまた、高齢者の免許返納もこれからどんどん増えていく時期に入ってきているので、それを察知した中での補助率アップということで、非常に高い評価を私はしております。

それで、仮に中札内から帯広の大きい病院の検診というかな、大体高齢者になると月に1回ぐらいは検診に行くようになるわけですが、その場合は、往復タクシーで1万5,000円ぐらいかかるようです。

よって補助率を2分の1から4分の3にしますと、自己負担7,500円が3,750円に軽減されるということで、非常に高齢者は頼りになるのではないかなというふうに思うのですが、ここで一つ聞きたいのは、特に回数制限というのは、執行者側の方で設けているかどうか。

その辺だけお答えをいただきたいと思います。

それから、100ページの、先ほど来、2、3の議員の方から話ありました医師住宅の建設工事です。

課題になっておりました医師住宅、令和5年度に建設されるということで、非常に良いことだなと私は評価をしております。

それで、ここで聞きたいのは、先ほど来聞くと、木造建ての2階建てと、こういうことで聞いているわけですが、細かい話についてはこれからプロポーザルで得たり、先生の話

を聞いて詰めていくということなのですけども、ここで聞きたいのは、何坪程度の住宅を建設する考えでいるのか。

その1点だけお聞きをしたいというふうに思います。

それから、101ページの保健センターエアコン設置工事です。

これについては、大抵昔はエアコンなんていうのはあまり付いていなかったのですけども、近年、公共施設、特に学校関係については全教室付けるという、こういう時代に入ってきましたよね。

それで、保健センターについては、先ほども説明あったとおり、乳幼児あるいは高齢者のための施設だということで、エアコンを設置をしたいということです。

そこでお聞きをしたいのは、1階、2階、7カ所あるという、そこに付けたいということなのですけども、その7カ所というのは、全部屋になるのかなというふうに思うのですけども、特に聞きたいのは、事務所あるいは宿直室、警備室というのかな、それも部屋の一つだと思うのですけども、そこら辺は、その7カ所の中に入っているのかどうか。

その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） まず1点目の高齢者の通院タクシーの交通費助成についてですけれども、こちらの方は、現状、年48回という制限を設けております。

ただ、人工透析で通院される方につきましては、週6回の利用を限度としております。

年48回のカウントですけれども、片道を1回というふうに設定しております。

令和5年度につきましては、補助率は変更しましたが、回数の方は現状通りで進めてまいりたいと思っております。

2点目のエアコンの設置部屋についてですけれども、事務所については、エアコン設置を予定しております。

お話出ていました警備室は設置の予定はありません。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 医師住宅の関係です。

大きさ、坪数ですけれども、約40坪程度を考えております。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） ちょっと聞き取れなかったのですけども、高齢者通院タクシーの関係です。

回数制限はないのかなというふうに思っていたのですが、週6回、あるいはまた、回数言っていましたよね。

再度わかりやすく説明をしていただきたいなというふうに思いますのと、あと、保健センターのエアコンの関係ですけれども、事務所については付けると。

警備室はないという簡単な回答なのですけども、やっぱり警備室ということになると、夜中ですか、警備を夜中もいろいろ警備をしなければならないという非常に小さくて暑いところでもあるのかなというふうに、夏ですね。

それで何か聞くとところによると、寒風が来る配管や何かされているようなので、そんな大きいお金がかからないと思うので、この全体の工事費の中で、ぜひ、小さいエアコンになるのかどうかかわからないけども、そんなことも検討すべきでないのかということで、質問させていただきました、

以上、よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐(澤田有希君) 交通費の助成のご質問に、まずお答えしたいと思います。
年48回を利用限度ということで、片道を1回というふうにカウントいたします。

ただし、人工透析の通院が必要な方につきましては、この回数では全く足りないことになってしまいますので、週6回の利用を限度としております。

週3回通院できるという意味合いで6回の設定をしております。

○議長(中井康雄君) 高桑福祉課長。

○福祉課長(高桑佐登美君) 保健センターのエアコンの設置についてです。

警備員室につきましては、夕方から夜の利用が主だということで、当初からエアコン設置のところは予定はしていなかったのですけれども、今言われたように、その予算の範囲で可能かどうかということは、少し考えてみたいとは思いますが、ちょっと予算の範囲で難しければ、ちょっと難しいかなというふうに考えております。

○議長(中井康雄君) よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

3番北嶋議員。

○3番(北嶋信昭君) 毎年同じ話だと思うのですが、シカ対策ですね。

今回、音響による鳥獣対策ということで、シカも入っていると聞きますけども、これを使うという効果で効くのですか。

ちょっと伺います。

○議長(中井康雄君) 高島住民課長。

○住民課長(高島啓至君) 音響を使って、シカの高周波だったと思うのですが、そちらの方を機械がセンサーで、シカが近寄ってきたときに、センサーが作動して音が鳴るという仕組みです。

それに嫌な音なので、その装置で音を発している範囲自体には近寄れないといったものです。

なので、捕獲だとかそういったのではなく、遠ざけるといった意味合いのものです。

○議長(中井康雄君) 3番北嶋議員。

○3番(北嶋信昭君) 今言っているのは、クマで成功したからという感じはあるのですが、クマは桜六花公園を一時的に来ていたわけですよ。

そこにその機械を置くことによって、クマがその音が嫌いだから近寄らないということなのですが、シカに関しては、すぐどこか行ってしまうのですよ。

それと、シカの出る場所というのは、今中札内で決まっているかもしれないけども、同じところにはなかなかいないのですよ。

音の効果を一時的に効くかも、その場所では効くかもしれないけど、あとはそこに寄り付かないと。

これ動物の習性として当たり前のことなのですよ。

ただ、毎年なぜこういうことを聞くのかって、GPSの話、もう3年してきました。

これ村として検証してくれたのですかね。

次に新しいものを持ってくるのは結構です。

ただ、GPSに関しての、アザラシやトドに対しての対策について、羅臼、ウトロの方ではやっておりますということを聞いて、それでここで言っているのですが、シカは、今中札内で、今年聞いていないですけど多分二百何十頭獲っていますよね、毎年。

毎年出てくるのですよ。

去年は言いました。

そういうシカをどこに冬いるのだから検証していかなかったらだめですよ。

去年も同じこと言いますけど、今シカは大樹の湧洞の方から来るシカと、日高山脈から降りてくるシカと2種類います。

今多分獲っているのは、日高山脈の方だと思うのですよ。

10キロメートルも離れていないけども、更別の興南地区では、毎年二十何頭来ています。それもどこから来ているかわからないのですよ。

やはり去年も同じこと言いましたけども、冬住んでいるところを狙わなかったらなんぼしても減らないのですよ。

今、中札内のシカ対策やっているのは、シカが来なかったらいい、ここにいなかったらいい。

では、シカと足と羽の付いているものはそんな簡単にそこに住まないのですよ。

どうなのですかね。

本当に真剣に考えてほしいのですよ。

今、シカで苦しんでいるところのごく一部だと思うのです。

そんなに全村ではない、我々の家みたいに平らなところには1匹か2匹たまに来ます。

ところが、札内川を越した地域と栄地区の方だけは集中して集まっているのですよ、シカ。これを逃したら、栄に住めなくなったら共栄に来るかもしれない、協和に来るかもしれないのですよ。

それでなくて、毎年同じシカが出るのであれば、その棲家を探してやらないと、中札内はシカは減りません。

そういう検証をしてほしかったのですけども、やっていないですよ。

いかがなものですか、GPSに関しては。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 先ほど申し上げました鹿ソニックについては、クマの効果があったらからできたものではなく、逆であります。

鹿ソニックがはじめにできて、その効果を別な用途で活用できないかという研究から、クマを遠ざける装置をつくっております。

あと、毎年ご質問いただいておりますGPSの関係であります。

検証していないだろうという話でありましたが、検証するにはそれを導入しなければ検証できないと思いますので、ちょっとそこまで進んでいないというのが実態であります。

GPS自体はいる場所は把握できたとしても、例えば、そのシカが中札内以外の土地行ったり山奥に入ってしまうと、あそこにいるという把握しかできないものになってしまいますので、GPS幾らかかるのかわかりませんし、装置自体がちょっと値段把握していないのですが、ちょっと村の方で費用を使ってシカを捕まえて埋め込むという形にはちょっと想定できないものですから、この間手が掛かっていない状態かと思えます。

これ自体も、先ほどアライグマと同じように、村だけの話ではなくて、十勝管内、全道レベルでシカ対策というのは進めております。

これを活用するという事例が実際出てくれば村としても実際考えていかなければならないのかなというふうに思いますけども、まだそういった会議や何かの中でも、実際の動きございませんので、ちょっと経過を見ている形にもなっていることを申し上げておきます。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 高島課長の答弁に少し加えさせていただきます。

北嶋議員もご存じかもしれませんが、帯広畜産大学と小樽商科大学、北見工業大学

が統合して一つの大学法人になっております。

その際に、地域貢献の研究等に関する地域からの要望を受けるということが、統合前にございました。

そういったことで、実は中札内村からは、シカの被害が非常に多いので、そういったことを例えばGPS等を植え付けるなどして対策することは可能でしょうかという提案はさせていただいております。

ただ、その後、それが実現したかという回答はありませんので、なかなか難しいのだろうなというふうには考えております。

それと先ほど高島課長が申し上げたとおり、これは中札内だけではなくて北海道全体でシカに関しての食害というのは、もうずっと長年に渡る課題であって、北海道には帯広畜産大学もあり北海道大学という総合大学もあり、そのような研究機関揃っている中で、北海道全体でそれだけ大変な食害の課題があるというのにもかかわらず、GPSを使った実証試験というのが、私の知る限りでは実は行われておりません。

ということは、これは相当学術的にも難しいのだろうなということを想像するわけです。

なので、もしかしたら経費的にできないのか、その辺りわからないのですけれども、もし中札内村、仮にやるとしても、これは本当に専門的な、学術的な専門的なチームがそれなりにいろいろな戦略を練ってやらないと難しいことだというふうに考えていますので、これ一応、帯広畜産大学の方にはそういった投げ掛けはしていますけれども、今のところそういった反応はないというのが現状であります。

何もしていないということではなくて、そういったチャンスを取らまえて、いろんな提言はさせていただいているということは申し添えておきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 3番北嶋議員。

○3番（北嶋信昭君） 聞いていると情けなくなって残念だなんて思いがするのですけれども、過去にも同じ話をしたことあるのですけれども、カラスを中札内だけでなんぼ駆除したって更別のやつは来ますよ、帯広のは来ますよ。

キツネもさっきエキノコックスありましたけど、答弁の中に、更別のキツネが中札内来て糞しているかもしれませんという答弁なのですよ。

そういうことを今村長言うのは十分わかるのですけれども、真剣に考えていただかないと、中札内だけで考えてもだめだし、更別も今、言えるのは、帯広市も含めて、大樹町ですか、そこともいろいろ横の連携を取っていかなかったらやっぱりできないことで、十分言っていることはわかるのですけれども。

やはり毎年シカも、まだ中札内少ない方といえ少ないけども、足寄あたりは、芋を食べられた何だってかなりひどい被害を受けているところもあります。

けども、今、中札内は中札内でやれることをやってほしいのですよ。

でも、さっきから言うように、更別も大樹も帯広市も含めて。

でないと、もうシカはうちの村で電牧張ってやっていますよね。

あれはシカ逃げていくだけの話であって、逆に考えると、こうやって囲んでいるから、その中に住んでいるシカもいることも間違いはないのですよ。

そんなことで、毎年同じこと言うのですけれども、やっぱり困っている人は困っているのです。

何とか、GPSというのは、海のものでさえできたのだから、丘のものはもっとできるのではないかと自分の頭なのですよ。

そんなことも含めながら、来年この場にいるか、いないかわからないけども、何とかそういうものを検証していただいて、追い払うなら追い払うだけのことをやればいいのだけ

も、まず住んでいるところをどうするかというのと、このシカが冬どこにいるかということであれすれば、中札内だけでなく更別に行っていれば更別と話できるし、大樹に行っていれば大樹の人とも話できるので。

やっぱりそういうものをしっかりしていただきたいと。

本当に中札内一部の人だけ大変な思いしているだけで、そんなになんとも思うのですけども、やっぱりこれいろんな面で連携しながら、今、アライグマもそうです。

アライグマも、今中札内どんどん、どんどん入ってきて、自分の鹿追の友達は、車庫の中にいつもアライグマおるよと、当たり前の世界になってしまっているところもあるわけですよ。

ですから、シカもやっぱり昔よりはと言いながら、過去は栄地区も2匹だったそうです。

毎年増えてきて、去年が17、8頭か。

そのぐらい毎年、毎年子ども連れて増えて帰ってくるのですよ、それは。

この問題も少し考えていただきたいと。

ここにおける自分がこの次何も言えなくなるかもしれないけども、そういうことを検証していただきながら、やっぱりシカでの被害をなくしていただきたいなという思いに対して、村として前向きに検討していただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしてよろしいですか。

それではほかに質疑ございますか。

1 番木村議員。

○1 番（木村優子君） それでは、何点かお伺いいたします。

予算書82ページ、予算に関する資料ですと20ページの乳幼児等医療費助成拡大事業についてお伺いします。

高校生まで医療費の無償化を拡大していただくことで、子育て世代の方々の医療負担がかなり軽減されるのでとてもありがたい制度だと思います。

ちょっと細かい話なのですが、道内の保健医療機関で一部負担金の支払いなしで受診できるように、対象者に受給者証を発行、交付というふうに書いていまして、実施私も子どもがいるので医療者受給者証というのを持っているのですが、保険証は大体クレジットカードみたいな大きさの保険証で、受給者証というのはちょっと大きめの紙のタイプになっていると思うのですが、保育園とか乳幼児さん、小学生、中学生ぐらいは、保護者が付いていって医療機関を受診するということが常なのなのですが、高校生ぐらいになると、自分で医療機関に行って受診をして帰ってこられるという方もいらっしゃいますし、あとは村外、管外に出て高校生活を送られている方も実際いらっしゃいますので、そういう方も同じように持ち歩くのですが、何か同じ形で例えば財布に入るとかというだととても持ち歩きしやすくて便利かなと思うのですが、ちょっと大きいと、例えば高校生持つの大変で忘れるとか、何かそういったことがあり得るかなと思ひまして、その受給者証の形というのは、もう従来と変わらないのかどうかというのを、すみません、細かいことなのですが、お聞きしたいと思います。

次に、予算に関する資料の20ページの下段にあります子育て援助活動支援事業、ファミリーサポート事業についてお伺いします。

令和4年度9月からこの事業始まっておりますけれども、現在の会員数、依頼会員、援助会員、あと両方会員であると思うのですが、その会員数と、あとは実際会員登録して利用されている方の利用者数、あと、利用状況について、まずお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 乳幼児等医療費の受給者証の関係であります。

当初これ、15歳から18歳までに拡大しようとした際に、検討事項の一つに入っていました。

なぜかと申し上げますと、木村議員がおっしゃられたとおり、高校生が実際問題、はがきまでいかないですか、大きいサイズの実際持って歩くかという問題が絶対出るだろうなというのは頭にございました。

ただ、今回、年齢拡大の施行日が4月1日、乳幼児医療受給者証の更新が8月なのです。

一斉に更新、タイミング合えばよかったのですが、全部一斉に変えることはできたのですが、次年度、令和5年度の施行時期と更新の時期のこのギャップを1年間で埋めた後の更新の際に、サイズ変更の方は導入していきたいなというふうに考えています。

ちょっとサイズの的にもバラバラなものをみんな持って歩くというわけにもいきませんし、統一した形でやらなければならないかなというのもありますし、実際、うちで出している受給者証は、中学校3年生、卒業と同時に切れるみたいな形で、今お出ししているのも実際あるので、ここの延長かけなければならない、高校生には新規で出さなければならない、ちょっと複雑な形だったために、従来通りの受給者証は1年間だけ使っていただくというふうに考えています。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） ファミリーサポート事業の2月末現在の状況をお伝えしたいと思います。

会員数ですけれども、依頼会員が16名、援助会員が20名、両方会員が4名となっております。合計40名です。

それから、利用者数についてですけれども、保育園や放課後児童クラブの後などの預かりということで4件、お食事づくりなどの家事援助で23件となっております。

実人数5名の方が27回ご利用されております。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） 受給者証についてはわかりました。

あと1年、経過移行時期を置いて、また大きさを統一して発行していただけるということで理解いたしました。

ファミリーサポート事業なのですけれども、40名の方の会員登録があつて、そのうち5名の方が今実際に利用しているということで、こちらも理解しました。

今聞いたところによりますと、家事支援の利用が多いということなのですから、特に今のところ援助会員さん20名の中で、特に業務を運営していく中で、足りないとか、人数がもう少しほしいとか、何か今の、今後の事業運営上、何か課題などがありましたら聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 田中保育園長。

○福祉課保育園長（田中直紀君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在のところなのですけれども、会員数の不足ですとか、人数がもう少しほしいとかという話は、現場の方からは出てきてはおりません。

そういった状況です。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

広報なんかでも会員登録の募集など、あと、利用者の声などいろいろ案内していただいているので、もう少し皆さんの中で、村民の方の中で広まればと思っております。

次に、中札内保育園業務費、予算書で言うと90ページになります。

この会計年度任用職員報酬のところではちょっとお伺いしたいのですけれども、広報に一緒に封入されていた中に、会計年度任用職員の募集というのが結構、A4で1枚あって、2月22日締め切りということで、結構な人数、今回募集されていたかなと思うのですけれども、その中でもきらきら保育園の中で、保育士業務、フルタイムの方1名、給食調理員、こちらフルタイムの方1名、あと、保育補助職員の方、暫時保育補助職員の方若干名という形で、かなり人数を募集をされていたのですけれども、こちらの応募と採用状況について、どのようになっているかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 田中保育園長。

○福祉課保育園長（田中直紀君） 会計年度任用職員の採用ということでのご質問にお答えします。

今回おっしゃるように、都合4種類の会計年度任用職員さんを募集しておりました。

まずは、第2号会計年度任用職員、副担任クラスの職員と、あと、給食調理員の1名募集については、残念ながら今のところ募集はありませんので、引き続き募集をかけていくところでございます。

その次に、保育補助職員の方につきましては、2名の募集がありまして、それと併せまして、暫時保育補助職員の方も3名の募集がありました。

先日、この方々につきましては、面接等を行いまして、現在、結果の最中ですので、採用数については、この場ではちょっとお答えできないかなと思いますが、応募数としてはそのような状況になっております。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

これだけ会計年度任用職員を募集するということは、保育園の方の人員が大丈夫なのかというふうにちょっと単純に心配したのですけれども、今のところの担任業務を行う正職員の数が、予定よりも不足がないのかというところですね。

あとは、なかなか募集をしても応募してきてくる数が少ないということで、なかなか採用できないという部分もあると思うのですけれども、その辺、今後、ずっと募集を続けるにしても、何かやっぱり工夫が必要かなと思うのですけれども、その辺りどのようにお考えでしょうか。

○議長（中井康雄君） 田中保育園長。

○福祉課保育園長（田中直紀君） 募集の工夫ということですが、いろいろ工夫、目に付いていただけるように考えてはおります。

基本的には村内で募集をして来なかった場合は、ハローワーク等ということにもなりますけれども、やはりそこは今の時代ですので、SNS等の方で、より広く目に付いていただく方法というのを考えていかなければならないと思います。

以前に実際に調理職員についても、あと、職員の方の募集をしているときにも、こちらの方から来ていただきたいというような趣旨で流してはおりますが、この辺につきましても、また再度改めて、新たなものを出していくのが良いのかなとは考えております。

来年の予定ですが、正職員の採用の分というのも含めましてありますけれども、次年度には何とか今の状況でいけるとは思います。

採用をしたという部分につきましては、例えば、各クラスに必要数というのに加えまして、加配といった言い過ぎかもしれませんが、配慮の必要な子というのが出た場合に、その子に若干、専門的に見てあげるという先生方も見込んで募集しております。

ただ、この部分で、配慮が必要な園児というのが、今現在正式に何人になるかというのがまだちょっと確定的ではないので、まだ応募した子どもたちの中でもまだ変動がありますので、ここについては、これからまた決まっていくというところです。

クラス担任については大丈夫です。

次年度につきましても、4歳児クラスが1クラスになる予定ですので、ここが来年、再来年になっていって、また2クラスになると、全クラス常時2クラスになったときには、またちょっと変わってくるかと思います。

そういう状況です。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

以前私、一般質問でも、待機児童の問題と、あとは保育士さんの人材確保について質問をさせていただいたのですけれども、次年度については、担任業務を行う正職員の数はきちんと満たしているという理解でよろしいということですよ。

専門職、なかなか募集しても人材確保するのが難しいということで、一般質問の中でも私の方でも処遇の改善ですとか、あとは学校への働き掛けの工夫ですとか、奨学金なんかの設定、もしくは、中札内で勤務していただいた際には、補助金など、例えば出すみたいな形の提案をさせていただいたのですけれども、その中で、何か今実際に検討されている事案などありましたら伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 正職員の保育士の雇用に関しては、今のところ町村会の試験に申込みを入れて、できるだけその退職者が中途でも出た場合でも、そこで対応できるようなケースでは、前期でだめであれば後期のところに申し込む。

それでなければ、単独で採用試験をやると。

今回も採用試験やったことで、正職員の確保にはつながったのですが、あと、基本的に正職員の場合は、地公法に基づく一般職の職員と全く給与形態は同じなので、そのことによる処遇の改善というのは基本的には検討していません。

正職員については。

ただし、会計年度任用職員で、例えば、担任の業務を、つまり経験があつて、新任の保育士よりも会計年度任用職員の方が経験値が高くて、そういう場合について担任の業務に就けたりする場合は、その分の給与の改善というのはある程度できるようにはしたいというふうに、今改正案を考えているということはあります。

正規の職員のところではちょっとないのですが。

ただ、SNS等でも職員、楽しい職場ですよというようなSNSの発信とかも、保育園の方からやりましたし、あと、派遣の職員の代行業みたいなところというのがありますけど、現実問題、いろんなものが乱立していて、その会社がしっかりとした会社かどうか把握できないまま、ちょっとそういったところを利用するというわけにもいきませんので、ケースバイケース、よく研究しながら、処遇改善についてもできる部分についてはやりますし、もうちょっと研究の要素はあるかなというふうには思っています。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

今、検討されて、研究していただいているということですので、そのまま継続していただいて、なるべく担任業務していただける保健師さんを定期的にきちんと採用できるような形を取っていただければと思います。

続きまして、予算に関する資料21ページの認可外保育施設保育料助成事業についてお伺いいたします。

こちらは条例の改正に伴って、全員協議会で説明をいただいた機会もあったのですが、そのときに、待機児童の解消ということで、この案出てきたと思うのですが、何名か、2名でしたか、3名でしたか、すみません、ちょっと覚えていないのですが、実際にこの制度を使って、今年度ですね、この制度を使う方がいらっしゃるのかということと、あとは、この制度を使う方がいらしかったから、例えば、定員数が余分に確保できたというか、そういったケースが実際に今年度あるのでしたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 澤田福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（澤田有希君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

きらきら保育園を申し込まれた方につきましては、この新規事業についてご案内をしているところですが、今の時点でお問い合わせや利用の申込みは受けていない状況になっております。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

ということは、まだ待機されている方が3名でしたか、いらっしゃるということですね。

その方は、ファミリーサポート事業なんかを上手に使っていただいているということで案内はされていると思うのですが、93ページの子育て支援事業費のところ、関連してちょっとお伺いしたいのですが、今回から子育て支援の施策の拡充ということで、利用できる年齢を1歳半から1歳に下げたということになっております。

こちら、子育て支援事業費の中では、一時保育負担金として31万2,000円、去年に比べると、令和4年度が12万円ほどでしたので、20万円近く負担金を見ているということは、それだけ利用する方が増えるであろうという予測で増やしていると思うのですが、特に事業費として1歳まで引き下げということで、例えば、会計年度任用職員を補充するなり、何か事業費を追加するというような感じの予算になっていないので、どのような形で対応されるのかについてお伺いします。

○議長（中井康雄君） 田中保育園長。

○福祉課保育園長（田中直紀君） お答えさせていただきたいと思います。

一時保育の年齢引き下げ以前は、スタッフの対応としまして、正職員1名と1号会計年度、いわゆる臨時の方々2名の体制でやっておりましたが、新年度につきましては、2号会計年度任用職員を1名採用しまして、以前の方を採用することで賃金が上がって経費が上がっているという感じになります。

あと、それをサポートする感じで、臨時の職員を2名置いて、正職員1名と2号会計年度職員1名、あと、臨時の職員が2名の体制でいくためとなっております。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） ちょっと今、説明していただいて、私、すみませんちょっとよくわからなかったのですが、会計年度任用職員報酬が去年に比べて40万円ほど上がっているというその部分で今の臨時の方の分を見られているという、そういうことでよかったでしょうか。

○議長（中井康雄君） 田中保育園長。

○福祉課保育園長（田中直紀君） その通りです。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

短時間勤務ということで、パートさんの方を1名ないし2名増員して対応されるという形でよかったですかね。

2名ですね。

○議長（中井康雄君） 田中保育園長。

○福祉課保育園長（田中直紀君） すみません、2号会計年度と申しましたのは、いわゆるフルタイムの職員さんが今まではいなかったのですけれども、5年度からは配置をして増強するという形になっております。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

失礼しました。

そちらの方は対応可能だということで、もし今後かなり増えてきた場合は、また採用を考えるということかなと思うのですけれども、今のところ、ではこちらの体制で一時保育の方も対応していくということで理解をいたしました。

続きまして、102ページの母子保健指導用備品、スポットビジョンクリーナーのことにについてお伺いします。

こちらもちょうと私の方の9月定例会で以前質問させていただいて、その後検討していただいて、今回予算化していただいたということで、とてもありがたいのですけれども、3歳時検診が対象というふうになっておりますけれども、操作が簡単なので、そのときには就学前検診とか、高齢者の方の検診のときに利活用できるのではないかというふうにご質問させていただいたのですけれども、その辺りのお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 長井福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（長井千鶴君） スポットビジョンスクリーナーの用途についてお答えします。

3歳児検診でまず実施をしまして、まず検診スタッフが適切に使用できるような研修会も必要となっておりますので、実際実施してみて、検査体制を整えた上で、さらに用途を広げていくか検討していきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

せっかく購入する機器ですので、国の補助があるにしろ、それほど安いものではなく、高価なものですので、なるべく広く活用していただければと思います。

最後に、109ページの成人保健事業費の中で、昨年の予算のときにもちょっと聞かせていただいたのですけれども、乳がん検診のクーポンについて、再度質問をしたいと思います。

国の助成事業として、40歳の方には無料クーポンの送付がありますということで、これは国の事業なののですけれども、妊娠出産された方の場合、産後授乳後6カ月経たないと検診が受けられないという医療機関があるので、当該年度に検診が受けられないケースが生じるということですね。

翌年からは、受診料の助成はあるのですが無料ではないということと、国の制度のためにクーポンの使用期限を延長することができないので、国の助成事業として検討できないのかということで、昨年質問させていただきましたが、これに関してはその後ご検討されたかどうかお伺いします。

○議長（中井康雄君） 長井福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（長井千鶴君） 乳がん検診のクーポン事業になります。

昨年度、木村議員の方からご意見いただきまして検討はしたのですが、次年度、授乳ですとか妊娠期を終わった後に、また検診を受けていただく機会を設けるということで、来年度拡大というふうにはしておりません。

○議長（中井康雄君） 1 番木村議員。

○1 番（木村優子君） では、拡大しないということは、翌年度に受けていただく分に助成は出すけれども、無料ではないという、そういう、変わらないということですよね。

今後は何か検討の余地はあるのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 今、補佐の方から答弁させていただいた乳がん検診の無料のクーポンについては、事業対象にはならないので、今のところ拡大していくというよりは、通常の村の助成で検診を受けていただくということは、考え方としては変わってはおおりません。

ただ、総体やはり乳がん検診の受診率を上げていかなければならないということはございますので、その受診率を上げていくための工夫として、何か考えていくことがほかにもあるかどうかというのは、継続して検討はしていきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

ほかに質疑がなければ、次に進ませていただきます。

お諮りします。

審議の途中でありますが、本日の会議はこれまでとして、明日 1 4 日午前 1 0 時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会し、明日 1 4 日午前 1 0 時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後 4 時 5 9 分